

羅臼町過疎地域持續的發展市町村計畫



<令和 8 (2026)年度~令和 12(2030)年度>

令和 8 年 4 月策定

北海道目梨郡羅臼町

< 目 次 >

1 基本的な事項

(1) 羅臼町の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	5
(3) 羅臼町が行財政の状況	7
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	9
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点	
【移住・定住の促進】	11
【地域間交流の促進】	11
【Kプロジェクトの推進】	11
(2) その対策	
【移住・定住の促進】	12
【地域間交流の促進】	12
【Kプロジェクトの推進】	13
(3) 計画	13
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	13

3 産業の振興

(1) 現況と問題点	
【漁業の振興】	14
【観光の振興】	17
【商工の振興】	18
【農業の振興】	20
【新たな産業の創出・企業誘致】	21
【地域産業の活性化】	22
【人手不足の解消と雇用の促進】	23
(2) その対策	
【漁業の振興】	23
【観光の振興】	24
【商工の振興】	26
【農業の振興】	27
【新たな産業の創出・企業誘致】	28
【地域産業の活性化】	28
【人手不足の解消と雇用の促進】	29
(3) 計画	30
(4) 産業振興促進事項	31
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	31

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点	
【自治体DXの推進と情報化社会への対応】	32
(2) その対策	
【自治体DXの推進と情報化社会への対応】	32
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	33

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点	
【道路環境の維持管理】	34
【地域公共交通の充実】	34
(2) その対策	
【道路環境の維持管理】	35
【地域公共交通の充実】	35
(3) 計画	36
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点	
【環境に配慮したまちづくり】	37
【水環境の整備】	37
【適正なごみ処理と魅力あるきれいなまちづくり】	38
【消防・応急体制の充実】	40
【安心・安全なまちづくり】	43
【住環境の整備】	44
【森林保全活動の振興】	45
【防災・減災に対応したまちづくり】	45
【憩いの場の整備】	47
(2) その対策	
【環境に配慮したまちづくり】	47
【水環境の整備】	48
【適正なごみ処理と魅力あるきれいなまちづくり】	48
【消防・応急体制の充実】	49
【安心・安全なまちづくり】	50
【住環境の整備】	51
【森林保全活動の振興】	52
【防災・減災に対応したまちづくり】	52
【憩いの場の整備】	54
(3) 計画	55
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	56

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点	
【保健活動の充実】	57
【子育て支援の充実】	57
【障がい者福祉の充実】	58
(2) その対策	
【保健活動の充実】	59
【子育て支援の充実】	59
【障がい者福祉の充実】	60
(3) 計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	61

8 医療の確保

(1) 現況と問題点	
【介護・高齢者福祉の充実】	62
【社会保険制度の円滑化】	63
(2) その対策	
【介護・高齢者福祉の充実】	63
【社会保険制度の円滑化】	64

(3) 計画	65
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	65
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	
【教育環境の充実】	66
【学校教育の推進】	67
【社会教育の推進】	68
【スポーツ活動の充実】	69
【図書館の活用・充実】	70
(2) その対策	
【教育環境の充実】	71
【学校教育の推進】	71
【社会教育の推進】	72
【スポーツ活動の充実】	73
【図書館の活用・充実】	73
(3) 計画	74
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	74
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	
【集落の整備】	75
(2) その対策	
【集落の整備】	75
(3) 計画	76
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	76
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	
【芸術・文化の振興】	77
(2) その対策	
【芸術・文化の振興】	78
(3) 計画	79
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	79
12 再生可能エネルギーの利用推進	
(1) 現況と問題	
【ゼロカーボンシティの推進】	80
【再生可能エネルギーの活用】	80
(2) その対策	
【ゼロカーボンシティの推進】	80
【再生可能エネルギーの活用】	81
(3) 計画	81
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	81
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	
【北方領土対策の推進】	82
【知床の自然との共生】	83
【安定した財政運営】	84
【土地利用対策の推進と公共施設の活用】	85
【全ての住民が参加できるまちづくり】	85
【広報・公聴の推進】	86

(2) その対策	
【北方領土対策の推進】	87
【知床の自然との共生】	87
【安定した財政運営】	88
【土地利用対策の推進と公共施設の活用】	89
【全ての住民が参加できるまちづくり】	89
【広報・公聴の推進】	90
(3) 計画	90
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	90

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

1 基本的な事項

(1) 羅臼町の概況

<自然的条件>

羅臼町は、北海道の東北東端、知床半島の東側に位置し、南は植別川を境に標津町に接し、東に国後島を望み、西北一帯は標高 1,660m の羅臼岳を最高峰とする知床連山を境に斜里町と接しています。町の面積は 397.72 km² で、南北に約 64.0 km、東西に約 8.0 km と細長い地形で、町域の約 95% が森林で占められている。

海岸線から標高差が大きいため平地が少なく、川沿いに広がる平地と海岸沿いの平地に集落が形成されています。また、半島突端に向けて急峻な海岸線が多く、岬町が集落形成の東端となり、その先の相泊以北は道路も整備されていないため、交通手段も海上輸送に頼らざるを得ない。

しかし、一方で平成 17 (2005) 年 7 月 17 日にユネスコの世界自然遺産に登録された雄大な自然環境があり、特徴ある原始的景観が現存している。

気温は令和 6 (2024) 年の年間平均気温が 7.3 度、月間平均気温は 2 月が最も低く -5.3 度、8 月が最も高く 19.9 度と、海洋の影響を受けて寒暖の差が少なくなっている。降水量の月平均が 147.5 mm で近隣地域と比較しても多く、道東でも有数の多雨地帯となっている。

周辺地域との広域道路体系は、標津～羅臼間を結ぶ国道 335 号と、斜里～羅臼間を結ぶ国道 334 号によって形成されているが、国道 334 号は冬季閉鎖のため、国道 335 号が広域的な社会経済活動を担う唯一の通年基幹道路である。町中心部から車で 1 時間程度の距離にある根室中標津空港には、丘珠空港、新千歳空港、羽田空港との直行便が発着している。

<歴史的条件>

町名の「羅臼」は、アイヌ語の「ラウシ」（獣の骨のあるところの意）に由来し、「ラウシ」が「ラウス」に転訛して名付けられたといわれている。

町の歴史は古く、先住民族の住居跡や遺跡も数多く発見されており、地名からもわかるように、海の幸・山の幸の多い土地であった。

漁場の開拓は、江戸時代の安永年間より始められており、目前に広がる海は太平洋とオホーツク海の交錯する世界でも屈指の水産資源の豊富な地域となっている。明治以降は富山県、石川県を中心とした移住者の増加とともに漁場の開拓がされ、漁業を中心に発展を続けてきた。

明治 34 (1901) 年には、標津外 6 カ村戸長役場の区域に属していた植別村が分離独立して、植別村戸長役場が設置された。その後、昭和 5 (1930) 年には、現在の町名である羅臼に村名が改称され、戦後は、千島・樺太からの引揚者の受け入れや「魚田開発事業の構想の実施」に基づく、道南方面漁民の受け入れなどにより人口増加を続け、昭和 36 (1961) 年に町制が施行され現在の羅臼町となった。

<社会的・経済的諸条件>

当町は、知床半島の南側に位置し、豊かな自然環境と厳しい気象条件のもとで、住民が支え合いながら社会・経済活動を営んできた地域である。地域経済は主に沿岸漁業で発展し、スケトウダラやサケ・マス、昆布などの漁業、それらの加工、流通する関連産業が地域の雇用と生計を支えてきた。こうした水産業は単なる経済活動に留まらず、町の文化や歴史、行事にも深く根付いており、地域の暮らしを形づけてきた。

一方で、気象状況や漁業資源の変動や燃油、資材費等の高騰などにより、水産業をはじめとする関連産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、資源管理型漁業や高付加価値化への取り組みや多様な販売形態による販路拡大等が進められているが、地域経済への影響が懸念されている。

漁業とともに地域産業を支える観光分野では、地域が持つポテンシャルを活かした、ホエール・バードウォッチングや自然体験型観光、海産物を中心とした食が高い評価を受けており当町の経済に大きく寄与しているが、観光需要の季節的変動や宿泊・飲食業の担い手不足など、更なる観光業の発展への課題も残されている。

産業活動や住民生活を支えるインフラとして道路が担う役割は大きい。当町の幹線である国道335号は生活、物流、観光の主要ルートとなっており、知床半島を唯一横断できる国道334号「知床横断道路」は観光シーズンの入り込みと地域経済の活性化に多大に貢献している。一方で、厳しい気象条件の当町では、悪天候や自然災害による交通規制が度々発生し、住民生活や来訪者のアクセス、物流に影響を与え、地域の経済活動と住民の生命の危機に直結するケースもある。

町内の公共施設や生活インフラについては、施設老朽化に伴う維持管理コストが増大しており、施設の有効活用や適正配置の検討が急務となっているとともに、地域のニーズに沿った整備が求められている。一方で、近年、情報化社会への適応のためのデジタル通信環境（光回線）の整備は町内全域で完了し、住民サービスの向上や行政手続きの効率化、効果的な情報発信など、行政、産業、教育などあらゆる分野においてデジタル技術が活用が進められている。

社会問題となっている人口減少や少子高齢化は、当町の社会・経済にも大きな影響を与えているが、世界自然遺産「知床」の町として、豊かな自然と人々の共生の姿を国内外に発信し、自然環境の保全と持続的な地域の発展を両立させる先導的な役割を担っている。

<羅臼町における過疎の状況>

当町の人口は、昭和40（1965）年の8,931人（国勢調査）をピークに減少を続け、平成17（2005）年の国勢調査では6,540人となり、昭和55（1980）年から平成17（2005）年の25年間で17%以上の人口減少率となったため、平成22（2010）年4月1日に初めて過疎地域として指定された。

全国的な少子高齢化や人口減少や当町の基幹産業の低迷などの影響による人口流失に歯止めがかからず、令和2（2020）年4月に5千人を割り込み（住民基本台帳：4,676人）、令和6（2024）年の人口は4,285人となり、減少の一途をたどっている。

人口減少の主な自然的要因として、平成17（2005）年まで出生数が死亡数を上回る「自然増」が続いてきたものの、近年は全国的傾向である少子化の影響により、出生数が死亡数に対して大きく下回る「自然減」となっていることがあげられる。

社会的要因としては、昭和40年代以降、転出者が転入者を上回る状況が継続されており、近年

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

の転出者の傾向として15歳～24歳の転出の割合が比較的高く、中学校や高校を卒業後、進学や就職などを理由とした他の都市への流出が背景にあると考えられ、人口減少の要因の一つとなっている。

産業的要因としては、過去順調に発展してきた漁業が水揚の主要魚種であるスケトウダラ魚を中心に、平成2（1990）年に253億円もの水揚高を記録したのを境に急激に落ち込んだ。その後、秋サケの豊漁で定置漁業が台頭し平成16（2004）年～平成17（2005）年の水揚高は130億円台、イカの豊漁で平成19（2007）年には152億円に増加したが、翌平成20（2008）年には128億円に落ち込むなど年による変動が見られる。また、平成29（2017）年以降は水揚量が激減し、サケマス増殖事業の安定化が図られる以前の水準まで落ち込むなど、近年の羅臼漁業協同組合の総水揚高は90億円を割り込んでおり、水産業は以前にもまして厳しい状況となっている。

刺網漁業は前述のとおり、主要魚種であるスケトウダラの不漁により平成7（1995）年と平成28（2016）年に減船を経験しており、この間、羅臼漁業協同組合は漁業種間の格差是正や経営の安定を図るための漁業種類の転換、漁協組合員の脱退を含む漁業再編を進めてきたが、ロシアトロール船の操業が依然として繰り返され、前浜資源は枯渇の危機にさらされ続けている。

酪農を主とする農業は、平成17（2005）年に11戸あった酪農家数が平成19（2007）年には9戸に減少し、平成21（2009）年の新規就農により10戸となるが、平成25（2013）年の離農により現在に至るまで9戸となっており、管内連携による就農対策を行っていますが、後継者不足が課題となっています。

平成27（2015）年度からは、町外からの移住・定住を目指した「地域おこし協力隊」制度を活用し、人口増加に向けた取り組みを行っているが、就職先不足による雇用の減少、学生の転出、転勤世帯の単身赴任化などを起因として、当町の人口は減少の一途をたどっている。

<社会的発展の方向性の概要>

当町はこれまで知床の雄大な自然の恩恵を受けながら特色ある歴史を歩み、「この町に生きる喜びと誇り」「故郷を愛する心」を持ついきいきと逞しく行動する心豊かな町民の育成を図りながら、先人達から引き継いだ世界自然遺産「知床らうす」の自然と風土を胸張って次世代へ手渡すことを目標に、『人・まち・自然 いきいき知床創生～魚の城下町らうす～』をテーマに掲げ、「協働のまちづくり」を実践してきた。

過去には、国が推進した「地方分権」の名の下進められた財源移譲による財政負担の増加や、「平成の大合併」による近隣自治体との合併の道の模索と頓挫など、数多くの窮地を迎え、平成18（2006）年から羅臼町自立プラン「自立のまちづくりを目指して」を策定し、行政サービスの水準低下や町民負担の増加などを盛り込んだ大変厳しい行財政改革を行ってきた歴史がある。

近年も水産資源の減少を起因とする減船や漁獲高減による税収減、人口流出、急速な少子高齢化、産業の担い手不足により地域経済は深刻な低迷状態が続いており、更には令和2（2020）年に国内で初の感染者が確認された「新型コロナウイルス感染症」のまん延など、多く問題への対応が求められてきましたが、そのような中でも、「あれもこれも」のサービス提供から、「あれかこれか」の選択のサービス提供により、知床羅臼野遊びフィールドをはじめ、民間企業との連携による事業展開や18歳までの医療費無償化などの福祉施策、移住者向け補助制度の創設などの移

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

住施策など多くの施策を展開してきた。

多くの課題を抱えているが当町であるが、これまで以上に地域の地理的特性や自然環境、海の恵みなど、魅力的な優位性や可能性を最大限に活かしながら、低迷する地域経済を町民、団体、関係機関、行政が一体で乗り越え、新たな時代にふさわしいまちづくりを進めるとともに、一人ひとりが生きがいを持って活動し、様々な世代の人たちが互いに支え合い、健康で豊かに、そして幸福に暮らせる持続的なまちづくりを進めるため、現状と課題を整理しながら、釧路・根室連携地域政策展開方針（北海道）、9期北方領土隣接地域振興計画と連動し、「第8期羅臼町総合計画」及び「第2期羅臼町総合戦略」を基本とした「羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画」を策定し、まちづくりを推進していく。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(2) 人口及び産業の推移と動向

<人口の推移と動向>

当町の人口は、昭和40（1965）年の国勢調査における8,931人をピークに、昭和50（1975）年から昭和55（1980）年までの期間の横ばい状態の期間はあったものの、以降は再び年々減少傾向に転じ、昭和55（1980）年から平成17（2005）年の25年間で17%以上の高い人口減少率となった。急速に進む少子高齢化に起因する「自然減」の他、地域経済の低迷による新たな雇用先を他の都市部に求めるなど、転出者が転入者を上回る「社会減」が長期的に続いており、特に令和元（2019）年から令和6（2024）年にかけて大きく人口が減少するなど、人口減少の一途をたどっている。

過去20年間の年齢階層別人口は、0歳から14歳までの年少人口は平成16（2004）年は人口の16%であったが、令和5（2023）年には9%にまで落ち込んでいる。15歳から65歳までの生産年齢人口も同年で比較した場合、65%から57%にまで減少していることに対し、65歳以上の高齢人口は19%から33%に大幅に増加しており、少子高齢化の進行が顕著であることを示している。

近年の年齢階級別の人口移動においては、転出超過数に占める15歳から24歳の割合が比較的高く、中学校や高校卒業後の進学・就職による都市への流出が背景にあると考えられる。一方で、大学等卒業後の就職等による転入者として想定される年齢層の転入者の割合が極めて少数であることから、就職先として羅臼町を選択することにハードルがあると推察される。

<産業の推移と動向>

当町は漁業を中心とする第一次産業が基幹産業であり、多種多様な水産資源の恩恵が地域経済を強く支えているほか、漁業と連動した地域産業である水産加工業や運送業も地域の雇用面を支える重要な産業となっている。漁業関連産業を基盤としながら、近年では観光業や宿泊・飲食業、卸売・小売業などの第三次産業の需要が高まりを見せており、地域経済の活性化に重要な役割を果たしている。

令和2年国勢調査における産業別就業者割合は「漁業」の就業者が最も高く、全体の37.8%を占めており、次いで水産加工業を含む「製造業」が11.0%、「卸売業、小売業」が8.7%、「医療、福祉」が6.4%と続き、今後の羅臼町の発展に重要と考えられる観光業に関連する「宿泊業、飲食サービス業」は4.9%となっており、全道と比較して「漁業」を含む第1次産業の割合が非常に高く、「製造業」においても高い割合となっている。

一方で、「漁業」を含む第一次産業就業者数は従事者の高齢化や担い手・後継者不足、水産資源の減少などを要因に、平成17（2005）年から令和2（2020）年までの間に29.1%減少していることをはじめとし、近年においても地域内の多くの産業において働き手の確保や後継者対策が課題となっていることから、持続可能な産業形態と人材確保の取り組みが喫緊の課題となっている。

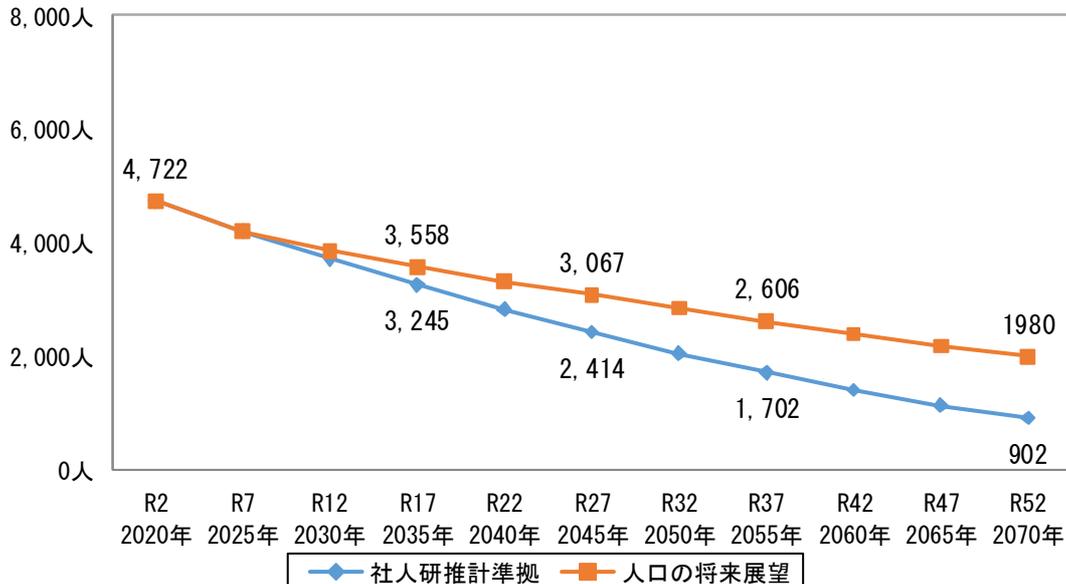
羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和50年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	8,249	7,805	△5.4	6,540	△16.2	5,415	△17.2	4,772	△11.9
0歳～14歳	2,167	1,622	△25.1	1,041	△35.8	648	△37.8	516	△20.4
15歳～64歳	5,649	5,414	△4.2	4,221	△22.0	3,334	△21.0	2,718	△18.5
うち15歳～ 29歳(a)	1,941	1,578	△18.7	1,015	△35.7	659	△35.1	448	△32.0
65歳以上(b)	433	769	77.6	1,278	66.2	1,433	12.1	1,484	3.6
(a)/総数 若年者比率	23.5%	20.2%	—	15.5%	—	12.2%	—	9.4%	—
(b)/総数 高齢者比率	5.2%	9.9%	—	19.5%	—	26.5%	—	31.1%	—

表1-1(2) 人口の見通し(羅臼町人口ビジョン)

		2020年 R2	2025年 R7	2030年 R12	2035年 R17	2040年 R22	2045年 R27	2050年 R32	2055年 R37	2060年 R42	2065年 R47	2070年 R52
社人研推計	総人口	4,722	4,189	3,708	3,245	2,815	2,414	2,041	1,702	1,396	1,128	902
	年少人口	516	403	291	222	177	142	114	91	69	52	39
	生産年齢人口	2,722	2,344	1,969	1,603	1,266	1,029	804	625	500	407	320
	65歳以上人口	1,484	1,442	1,449	1,420	1,371	1,243	1,123	987	827	670	543
人口の将来展望	総人口	4,722	4,189	3,842	3,558	3,300	3,067	2,833	2,606	2,376	2,164	1,980
	年少人口	516	403	324	294	289	272	265	260	249	236	225
	生産年齢人口	2,722	2,344	2,037	1,757	1,492	1,350	1,204	1,090	1,027	993	963
	65歳以上人口	1,484	1,442	1,481	1,507	1,520	1,445	1,365	1,256	1,101	936	793
合計特殊出生率		1.30	1.28	1.72	1.76	1.76	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80	1.80
純移動率の減少割合		0%	0%	40%	70%	85%	100%	100%	100%	100%	100%	100%



羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 羅臼町の実況

当町は令和6（2024）年度から令和13（2031）年度までを計画期間とした「羅臼町第8期総合計画」を基に、「知床らうす」の地理的特性や自然環境、海の恵みなど、魅力的な優位性や可能性を最大限に活かしながら、町民、団体、関係機関、行政が力を合わせ、新たな時代にふさわしいまちづくりを進めるとともに、一人ひとりが生きがいを持って活動し、様々な世代の人たちが互いに支え合い、健康で豊かに幸福に暮らせる持続的なまちづくりを進めて最中にある。

当町の近年の財政状況は、表1—2(1)のとおりであり、令和5（2023）年度の決算規模は、歳入7,235,811千円、歳出7,008,831千円で、令和2（2020）年度決算と比較して歳入歳出ともに大幅に増額となっている。特に目的別歳出の状況において長期的な財政負担が伴う「公債費」の支出額が増加しており、令和2（2020）年度決算額369,356千円に対し、令和5（2023）年度決算額539,602千円となり3年間で約170,000千円の増額となっている。令和2（2020）年度以降は、町民体育館の耐震改修や防災行政無線デジタル化整備、一般廃棄物最終処分場建設、図書館改修事など大型事業が継続しており「地方債現在高」はこの間、3%増加し、令和3（2021）年度には平成30（2018）年に竣工した知床未来中学校改築事業の据置期間が満了し、元利償還が開始され、今後においても大型事業の元利償還が順次始まることから、財政運営に大きな影響が想定される。

行財政改革にあたっては、平成8（1996）年に策定した「羅臼町行財政改革大綱」の実践を皮切りに行財政運営の改善を図ってきた。過去には、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化や地方公共団体の行財政基盤の確立を目的に国が推進した「平成の大合併」を受け、近隣自治体との合併を模索した後、頓挫するという窮地を迎え、平成17（2005）年に羅臼町自立プラン「自立のまちづくりを目指して」を策定し、自立の道を歩むことを選択した。この間、平成20年度決算で実質収支が約1億7千万円の赤字と厳しい財政状況に直面し、これまで、職員定数の見直しや各種手数料及び使用料の増額、公共施設の運営を民間で行う指定管理制度活用、ふるさと納税制度の積極的な運用などの抜本的な行財政改革を行い、平成26年度決算まで殆ど底をついていた「財政調整基金」を令和5（2023）年度決算時には約10.8億円まで積戻すなど財源確保に努めている。

しかし、少子高齢化に伴う医療費の増加をはじめとする社会保障関係経費や公共施設の老朽化に伴う改修費用等の増加や物価高騰を起因とする経常的支出の増加が見込まれる一方で、基幹産業の漁業や地域の消費活動の停滞などにより、経常一般財源の割合が減少傾向となっていることから、経常収支比率が80%を超える水準で推移しており財政硬直化が継続している状況となっている。今後も、将来にわたって持続可能な地域社会が行えるよう徹底した節減を行い、町民の理解と協力を得ながら、効果的、効率的な施策展開に努め、財政健全化を進めなければならない。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

表1-2(1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和5年度
歳入総額 A	4,044,143	4,048,763	5,910,505	7,235,811
一般財源	2,862,605	2,971,799	2,865,393	3,274,135
国庫支出金	299,664	235,223	1,138,378	422,390
都道府県支出金	141,120	136,490	154,842	208,029
地方債	299,636	240,522	685,290	1,098,200
うち過疎対策事業債	8,700	91,600	208,100	195,400
その他	441,118	464,729	1,066,602	2,233,057
歳出総額 B	3,917,327	3,851,397	5,681,815	7,008,831
義務的経費	1,487,559	1,524,142	1,468,170	1,640,825
投資的経費	225,722	184,106	1,062,601	1,081,640
うち普通建設事業	225,722	184,106	1,062,602	1,081,640
その他	2,204,046	2,143,149	3,151,044	4,286,366
過疎対策事業費	36,652	125,659	304,455	243,007
歳入歳出差引額 C (A-B)	126,816	197,366	228,690	226,980
翌年度へ繰越すべき財源 D	55,411	5,676	119,260	—
実質収支 C-D	71,405	191,690	109,430	226,980
財政力指数	0.29	0.26	0.25	0.22
公債費負担比率	12.8	11.6	10.5	13.6
実質公債費比率	12.9	9.1	4.2	7.9
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	78.9	82.3	85.2	80.2
将来負担比率	83.80	—	—	—
地方債現在高	4,384,018	3,754,099	5,038,011	6,140,299

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和2年度末
市町村道					
改良率(%)	18.9	35.1	62.1	66.3	68.1
舗装率(%)	24.6	37.4	72.7	72.4	74.6
農道					
延長(m)	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	—	—	—
林道					
延長(m)	—	—	—	—	—
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	—	—	—
水道普及率(%)	98.7	99.9	100.0	100.0	100.0
水洗化率(%)	—	—	42.9	(58.9)	67.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	6.3	6.5	7.2	3.2	3.4

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(4) 地域の持続的発展の基本方針

当町は、昭和40（1965）年の人口8,931人をピークに人口減少が続き、過疎地域自立促進特別法に基づき、平成22（2010）年4月1日に初めて過疎地域として指定された。

この間、世界自然遺産『知床』が有する雄大で貴重な自然と、厳しくも豊かな海の恩恵を受けながら産業の発展とともに生活基盤や行政サービスの整備を推進することでまちづくりを進めてきたが、近年、水産資源の減少を起因とする漁獲の低迷、急速な少子高齢化の進行、地域産業の担い手不足、都市部への人口流出、グローバル化への順応など多くの課題を抱えており、自治体機能の維持が一層難しくなっている。

一方で、世界的な環境保全や自然保護、健康志向が高まる中、外国人観光客も年々増加しており、「世界自然遺産のまち・知床らうす」の特性や資源をこれまで以上に活かすことが求められている。また、食の安心・安全が叫ばれる中、良質・安全な食料供給基地「魚の城下町らうす」としての期待も益々膨らんでいる。更には、令和5（2023）年2月に策定した「羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画」に基づきながら、地熱エネルギーを活用したバイナリー発電の導入検討など、持続可能な地域社会の形成の構築に向けた可能性を有している。

これからのまちづくりは、町の未来を町民や企業等と共に考え実践していくことが必要であり、町の課題を自治体のみで解決するのではなく、町民・企業・行政が担うことのできる役割を認識し、各自が出来る範囲内で積極的に地域の課題を解決し町の未来を創造していく姿勢と行動力が求められる。さらには、「自助・共助・公助による協働のまちづくり」の考え方が「自主・自立のまちづくり」を進めるためには必要不可欠であることから、町民と行政の協働と役割分担が「町民主体のまちづくり」の基礎となるため、より確実に持続可能なまちづくりを進めながら、人口減少が続く中であっても、町民が幸福に暮らせる充実したまちを目指し、財源の確保、多様なパートナーと連携し、臨機応変に対応できる柔軟な姿勢が必要である。

このような時代の潮流と地域特性を踏まえながら、羅臼町の未来を地域一丸となって創りつないでいくため、第7期総合計画を継続・発展させた「第8期羅臼町総合計画」の基本構想で掲げた将来目標である「人・まち・自然いきいき 未来創造～魚の城下町らうす～」を目指し、生活環境等の基盤整備をはじめ、産業の振興及び創出、各分野における人材育成・確保などの取り組みについて地域資源を持続可能な形で活用しながら推進する。

(5) 地域の持続的発展の基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、各種施策を推進し、本計画終了時における人口に関する目標を令和7（2025）年3月に改訂した「羅臼町人口ビジョン」における人口の将来展望を踏まえ次のとおりに設定する。

人口に関する基本目標

数値目標：総人口 3,747人（令和12年度末）[現状値：4,188人（令和6年度末）]
生産年齢人口 1,961人（令和12年度末）

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況は、「羅臼町総合計画」及び「羅臼町総合戦略」の評価に合わせて毎年度、評価を行うものとする。

(7) 計画期間

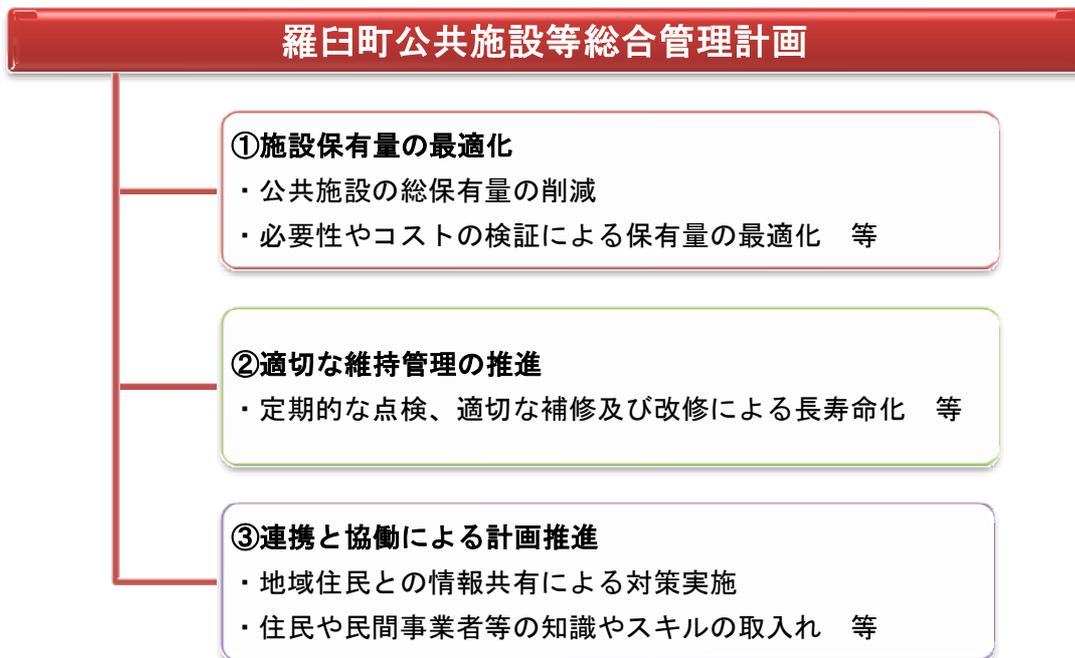
計画期間は、令和8（2026）年4月1日から令和13（2031）年3月31日までの5箇年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

当町の総人口は減少傾向が続いており、公共施設等の利用需要が変化してきている。加えて、1960年代～1980年代に整備された施設は築40年以上が経過し、老朽化が著しい施設も散見される状況である。公共施設の計画的な管理においては、長期的な視点で更新・大規模改修・統廃合・長寿命化などを計画し、財政負担の軽減や平準化を図りながら適正配置を実現する必要がある。

人口減少や少子高齢化、担い手不足、基幹産業の低迷による税収入の減少など、当町が抱える課題と社会・経済情勢を鑑み、持続可能な行政サービスを提供するため、公共施設全般の基本方針を定めた「羅臼町公共施設等総合管理計画」を策定し、町内全体の公共施設等の管理を計画的に進めるものとしている。

なお、本計画に記載されている公共施設等の整備は公共施設等総合管理計画に適合するものとなっている。



羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

【 移住・定住の促進 】

◆移住希望者のための住環境づくり

当町の人口は、町制施行後の昭和 40（1965）年の国勢調査における 8,931 人をピークに年々減少傾向となっており、令和 2（2020）年度には人口が 5,000 人を割り込むなど、人口減少に歯止めがかからない状況にあり、人口減少の対策にあたっては移住の推進が不可欠な状況にある。

当町の地理的特性上、宅地面積が全面積の 0.3%程度で、住居を建設できる平地が少ないことに加え、移住希望者が直ちに快適な生活をできる空き家が少なく、移住希望者のための住環境整備がされていない状況にある。また、隣接する自治体から距離があり、通勤・通学の多くは町内に限られることから、羅臼で子育てをして、働くことができる住宅・住環境が求められている。

そのため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給、空き家などのリフォームや耐震化の支援等移住・定住を促進するサポート体制づくりが求められる。

◆移住希望者へ向けた機会及び情報の提供

当町では、管内 4 町が連携した移住者向けイベントへの出展や道外居住者向け移住体験モニターツアーを実施し、移住を希望する方への機会及び情報の提供を行っているが、より効果的な事業の実施に向け、内容の充実を図る必要がある。

【 地域間交流の促進 】

◆「知床ナンバー」を起点とした地域振興

知床地域の一体感を育むとともに、「知床」のより一層の PR と自然環境の保全及び観光を推進しながら地域経済を活性化させるため「知床ナンバー」が導入され、令和 2（2020）年 5 月 11 日に交付開始された。交付区域は根室管内 4 町（中標津町・別海町・標津町・羅臼町）及びオホーツク管内 3 町（斜里町・小清水町・清里町）の合計 7 町であり、フルカラー版ナンバープレート交付の際に寄せられた寄付金については、「知床ナンバー寄付金利活用協議会」で観光振興をはじめとした知床圏域の地域振興に資する取り組みへの活用に向け検討を行う。

【 Kプロジェクトの推進 】

◆Kプロジェクトの推進による未来創造

当町が将来にわたって持続可能な町として発展していくため、町民の「幸福」と将来を担う次世代の子どもたちに誇れる町を創るための「Kプロジェクト」を推進する。

「Kプロジェクト」は自分たちの未来は自分たちで考えることに「気づき」、同じ志を持った仲間

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

が集い「結束」し、しっかりと「計画」をたて、自ら「行動」し、「結果」を出し、それを「検証」して「継続」をする7つの「K」を行動目標として、町づくりへの参加意欲と自主性、公共性のもと新たなリーダー養成を図る取り組みである。

プロジェクト推進にあたり、平成28（2016）年から精力的に取り組んできた「知床らうすの未来を考えるアンダー60創造会議」と「知床らうすの未来を支えるオーバー60協力隊」を発展的に解消し、令和5（2023）年12月に新たにより「未来創造会議」を立ち上げ、これまで提案された意見やアイデアの実践に向け、町民の「幸福」につながる未来創造の取り組みを進めている。

（2）その対策

【 移住・定住の促進 】

1) 移住しやすい環境づくり

空き家となっている町所有住宅又は民間住宅等を改修し、町外からの移住者（地域おこし協力隊を含む）や移住体験付移住体験事業の参加者のほか、令和9（2027）年度からの全国公募を予定している羅臼高等学校の入学者の受入れを視野に入れた活用を進める。なお、改修にあたっては、空き家の特徴を踏まえ、移住希望者のニーズに合致する住環境づくりに努めた整備を行う。

2) 移住希望者へ向けた機会及び情報の提供

町外からの移住者を増やすため、羅臼町の魅力ある環境を積極的にPRするとともに、空き地空き家バンク制度等の活用や働き手が不足している業種と連動した就業体験付きの移住体験を実施するほか、羅臼高等学校全国公募に向けた対面合同説明会への参加などにより、移住へのきっかけや不安解消の機会を積極的に提供する。また、空き家を移住者及び定住者向け住宅に活用する制度を創設し、住環境の整備を行う。

《主要な施策》

- ・ 空き家・空き地の利用推進
- ・ 居住者ニーズに対応した住宅供給
- ・ 就業体験付移住体験事業の実施
- ・ 羅臼町奨学金返還支援事業の実施
- ・ 地域おこし協力隊隊員数増に係る取り組み
- ・ 道内外及びオンラインを含む移住相談会出展
- ・ 移住者・高校生・地域おこし協力隊用住宅の整備
- ・ 羅臼高等学校全国公募に係る対面合同説明会への参加

【 地域間交流の促進 】

1) 「知床ナンバー」を起点とした地域振興

「知床ナンバー寄付金利活用協議会」で寄付金の使用用途を決定するとともに、交付区域7町での連携した取り組みの実施について検討する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

《主要な施策》

- ・ 「知床ナンバー寄付金利活用協議会」における寄付金の利活用用途の検討
- ・ 知床ナンバー交付区域7町による地域振興の検討

【 Kプロジェクトの推進 】

1) Kプロジェクト推進による未来創造

Kプロジェクト創設以来、時間をかけて協議・検討がされてきた内容を精査した上で、「未来創造会議」において検討された意見やアイデアを参考としながら、未来創造事業の取り組みを進める。

地域経済に関わる事業創出や人材育成を柱に、今までに蓄積された検討内容を総合的に判断し、町の未来を見据えた事業を展開する。

《主要な施策》

- ・ 空き屋や空き店舗を活用した市街地区中心部の再開発
- ・ 「未来創造会議」の推進と実行
- ・ 未来創造につながる事業の検討と実施

(3) 計画

事業計画[令和8(2026)年度～令和12(2030)年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住			
		就業体験付移住体験事業	町	
		移住相談会出展	町	
		移住・定住施設整備事業	町	
		羅臼高等学校全国公募推進事業	町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	人材育成	協働のまちづくり推進地域提案型事業 町民の主体的な地域づくりを応援し、地域から提案された事業への支援を通じて、町民のまちづくりに対する活動意欲の向上を図るため。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
(5) その他				
	空き家・空き地対策事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

【 漁業の振興 】

◆持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進

過去順調に発展してきた漁業だが、主力魚種であるスケトウダラ魚を中心に平成2（1990）年に253億円もの水揚げ高を記録したのを境に急激に落ち込んだ。その後、秋サケの豊漁で定置漁業が台頭し平成16（2004）年～平成17（2005）年の水揚げ高は130億円台、イカの豊漁で平成19（2007）年には152億円に増加したが、翌平成20年には128億円に落ち込むなど年による変動が見られる。

また、平成29（2017）年以降は水揚げ量が激減し、さけます増殖事業の安定化が図られる以前の水準まで落ち込み、近年の羅臼漁業協同組合の総水揚げ高は90億円を割り、水産業は以前にもまして厳しい状況となっている。

最近ブリやサバやフグなどの漁獲が増加し、漁獲される魚種の変化が生じているなど、魚種ごとの資源状況も安定していない。また、コンブなどの海藻類も重要な漁業資源であると同時に魚類の産卵・育成の場でもあるが、磯焼けによる海藻類や藻場の減少も懸念されている。

人口減少や漁業者の高齢化、担い手不足などの課題も抱えながら安定した漁業生産が維持できる持続的漁業の確立に向け、国（水産庁）の資源管理に向けた取組状況を注視しながら資源管理体制の確立を図るとともに海域の特性に応じた栽培漁業と管理型漁業を推進する必要がある。

◆漁業経営基盤の強化と人材確保

漁業種類が多数ある当町においては、漁業の種類によって収益や安定性に差が生じ、特定の漁業は収益が上がる一方で、経営に苦勞している漁業種類も存在している。

漁業経営は資源状況と魚価に大きく影響を受け、資源状況は自然環境や他海域での漁業活動に、魚価は輸入を含む他産地の水揚げや消費動向の影響が大きい。令和5（2023）年には中国が日本産水産物の輸入を全面停止し、当町の水産物の流通に多大な影響を及ぼしている。

また、人口減少の進行により漁業に携わる人材不足や後継者不足が課題となっており、将来に展望の持てる安定した漁業経営の実現のため、経費の削減や経営の合理化による漁業経営基盤強化、研修・教育の充実による後継者育成や季節的に必要となる働き手の確保を図る必要がある。

◆産地流通機能体制の強化と消費拡大

漁業生産の基盤となる漁港については、拠点である羅臼漁港（第4種）をはじめ第2種漁港2港、第1種漁港4港の計7港が町内に整備されており、羅臼漁港は衛生管理型漁港として整備されていると同時に防災拠点に位置付けられており、耐震施設の整備が進められている。

漁業者からは町内の全漁港で衛生管理施設の拡充や荒天時の安全性向上、老朽化箇所の更新が求められているとともに、漁港は観光船や遊漁船の発着や地域イベントの会場となるなど漁業以外の分野でも活用されており、幅広い役割を果たすようになっている。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

漁港整備は、消費者に安全・安心で高品質な生産物を安定供給するため、衛生管理の強化による水産物の安全安心、高品質化をブランド化やPRに活用していくことで消費の拡大と魚価の安定を図る必要がある。また、少子高齢化と人口減の傾向を考慮して女性や高齢者の働きやすい就労環境整備を推進する必要がある、併せて、国が推進する「海業(うみぎょう)」を活用しながら観光や体験学習での利用を想定した整備を進める必要がある。

○漁港の状況

漁 港 名	種 別	指 定 年 月 日
峯 浜 漁 港	第 1 種	昭和63 (1988) 年 3 月 31 日
於 尋 麻 布 漁 港	第 1 種	昭和29 (1954) 年 7 月 12 日
松 法 漁 港	第 2 種	昭和29 (1954) 年 7 月 12 日
羅 臼 漁 港	第 4 種	昭和26 (1951) 年 6 月 29 日
オッカバケ漁港	第 1 種	昭和37 (1962) 年 6 月 20 日
知 円 別 漁 港	第 2 種	昭和29 (1954) 年 7 月 12 日
相 泊 漁 港	第 1 種	昭和48 (1973) 年 10 月 16 日

◆高潮・高波等の海岸対策の推進

土地の少ない当町では海岸全域が昆布漁をはじめとする漁業生産の場として利用されている。

また、海岸近くに建てられた住宅も多くあり、高潮・高波が発生するとこれらの漁業生産施設や住宅に直接被害が及ぶことも多く、平成18 (2006) 年、平成26 (2014) 年、令和 2 (2020) 年の高潮では町全域で被害が発生しており、消波堤などの海岸保全施設も整備されているが、高潮・高波の際に十分な効果を発揮できない場合も多く、老朽化で機能低下している施設が多数ある。

高潮対策事業が町内複数の地区で進められているが、完成までに長期間を要する地区や未着手の地区もあることから、漁業生産の場を維持確保し、安全安心な生活を送るため海岸保全事業を推進していく必要がある、海岸保全事業の実施にあたっては関係者の意向を反映できるよう十分に協議の上進める必要がある。

なお、海岸保全事業は北海道によって実施されており、事業の推進を引き続き要請していく。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○漁業生産状況

(単位：t・千円)

	令和元 (2019) 年		令和2 (2020) 年		令和3 (2021) 年	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
す け ぞ	4,991	611,410	3,082	440,548	5,411	608,191
秋 さ け	2,008	1,176,937	1,493	1,164,998	1,876	1,686,769
け い じ	1	7,438	1	3,104	0	8,375
ほ っ け	1,092	228,818	1,512	269,210	4,708	498,484
め ん め	61	213,367	51	163,423	52	188,389
う に	95	320,207	67	183,841	81	225,515
た ら	4,344	1,084,058	3,959	846,758	3,385	688,971
か れ い	1,376	228,563	1,181	172,484	1,161	157,306
い か	2,670	1,873,598	224	122,425	1,093	682,409
おひょう	31	11,420	17	6,709	16	5,350
そ の 他	7,468	2,324,999	7,143	2,098,735	8,348	2,327,656
こ ん ぶ	183	489,387	336	846,926	157	414,996
合 計	24,320	8,570,202	19,066	6,319,161	26,288	7,492,411

	令和4 (2022) 年		令和5 (2023) 年		令和6 (2024) 年	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
す け ぞ	7,241	746,827	7,294	863,482	6,119	741,974
秋 さ け	3,587	2,583,700	2,790	1,836,699	4,241	4,318,744
け い じ	0	5,029	0	8,492	1	10,344
ほ っ け	1,127	192,653	1,356	330,422	1,701	476,217
め ん め	59	222,145	95	331,025	115	401,866
う に	111	391,158	82	273,238	79	312,212
た ら	3,384	786,938	2,737	708,696	3,227	770,031
か れ い	1,293	173,664	1,203	164,018	1,418	159,035
い か	309	256,101	155	110,955	85	60,601
おひょう	13	6,880	14	7,481	23	7,856
そ の 他	8,442	2,860,448	9,162	2,917,509	9,011	2,952,731
こ ん ぶ	285	777,752	250	627,728	100	287,398
合 計	25,851	9,003,295	25,138	8,179,745	26,120	10,499,009

○漁業類型別組合員の推移

(単位：人)

		令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
類 型 区 分	計	360	353	336	325	317
	採 介 類	117	114	112	113	112
	小 定 置	24	24	22	22	20
	刺 網	92	92	87	85	79
	は え な わ	2	1	0	0	0
	定 置 網	125	122	115	105	106

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 観光の振興 】

◆観光客及び修学旅行等の受入れ体制の整備

当町には自然環境等の観光資源を目的に多くの方々が訪れるが、従来から問題点であった宿泊施設や駐車場のキャパシティの問題は依然として解決に至っておらず、繁忙期には観光拠点である「道の駅知床・らうす」の駐車場が満車となり、道の駅周辺の国道に渋滞ができるなど観光に訪れる方の安全面においても課題が残る状況である。

また、町内を運行する交通機関は定期バスとハイヤーのみであり、来訪者の移動に不便が生じており、観光客の足となる交通手段の確保も課題となっている。

コロナ禍で激減した一般観光客や修学旅行等の団体も回復傾向にあるが、宿泊施設や駐車場の収容力増強や、町内での二次交通の仕組みづくりなど受け入れ体制の整備を関係団体と協議しながら進める必要がある。

◆訪日外国人旅行者の受入れ体制の整備とコンテンツ造成の推進

国内の訪日外国人は、コロナ禍以前を超えるまで回復し、羅臼町においても令和元（2019）年度に1,100人だった訪日外国人の延宿泊者数が令和6（2024）年度には4,925人を数え、順調に回復している。また、世界自然遺産知床を有する当町は、シャチやオオワシなどの希少な野生鳥獣を観察することができるなどの「ワイルドライフ体験」は世界的に見ても高付加価値旅行者を惹きつけるに十分なポテンシャルがあると評価されている。

一方で、外国語対応が可能なガイド、外国語表記の看板等の不足による情報伝達面での課題や、町内での消費行動をする際、訪日外国人が主流としている決済システムの導入が遅れているなどの外国人観光客のストレス緩和と旅の満足度を高められるような受け入れ体制の整備を推進する必要がある。

◆地域資源を活かした観光コンテンツの整備

当町の観光コンテンツの特徴として、クジラ、シャチ、イルカウォッチング、ヒグマクルーズ及びバードウォッチング等が中心となっており、観光客数は羅臼沖で野生動物と遭遇できる時期に左右され、町内の観光シーズンの繁忙期と閑散期の差が大きい状況にある。

また、羅臼岳登山や羅臼湖及び熊越の滝トレッキングなど大自然を体験することができるが、いずれも時期や天候に左右され、悪天候時に楽しめるコンテンツが不足しており観光客の選択肢が限られるなど、通過型観光からの脱却と閑散期のコンテンツ開発が従来からの課題となっている。

当町を訪れなければ味わうことのできない観光素材を活かしたコンテンツの更なる魅力向上とプロモーション活動を推進しながら、旅行者の多様なニーズに対応でき、長期宿泊を促す観光コンテンツの創出しながら観光客誘致に取り組む必要がある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆観光資源ブランディングの推進

当町には多種多様な観光素材があるが、ゆえに羅臼町が「どのような町」で「どのような体験ができ」、「何が食べられるのか」が町全体としての観光プロモーションにおけるメッセージが統一されておらず、観光協会や関係団体も含め、一体感をもった観光客誘致の取り組みが行えておらず、テーマやコンセプト、イメージ戦略等に課題がある。

国内旅行者、インバウンド、アドベンチャートラベル等における各種データ等の収集、分析によるターゲティング戦略を行い、町として一貫したブランディングに基づいた効果的なプロモーションを推進する必要がある。

◆知床らうす産業祭 羅来楽の推進

これまで当町に大きな賑わいをもたらし、観光客とのふれあいの場となってきた2大イベントである「知床開き」と「漁火まつり」が人口減少による運営の担い手不足や、参加型プログラムへの参加人数の減少により、町内イベントの在り方を再考し、令和5（2023）年度をもって両イベントがファイナルとなった。

地域の新たなイベントとして、これまでのイベントの伝統を引継ぎ、現代のニーズに合った次世代まで続くイベントをテーマに、令和6年（2024）年度より行政・関係団体・地域住民による実行員会方式で「知床らうす産業祭 羅来楽」を開催した。

本イベントは観光振興やまちづくりに留まらず、文化継承や郷土愛の醸成、地域人材育成などにつながることから、継続性を検証しながら開催の支援する必要がある

○観光客入込数の推移

（単位：人）

		令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
入込総数		546,568	269,293	274,426	267,837	516,396	546,126
内訳	日帰り	511,386	247,348	243,642	226,973	460,444	504,614
	宿泊	35,182	21,945	30,784	40,864	55,952	41,512

【 商工の振興 】

◆中小企業の支援

当町の基幹産業である漁業の漁獲量は低迷が続いており、町全体の景気に大きく影響を及ぼしている状況であり、商店、宿泊施設、飲食店等の経営者の高齢化や後継者不足などにより、将来的な不安要素も含め、中小企業を取り巻く現状は厳しい状況にある。

町内の中小企業の経営状況は漁業の水揚げや観光客の入込数に大きく左右されることから、基盤整備や経営安定を図るためには、今後の中小企業資金融資制度の利用状況や各金融機関の情報をもとに、融資枠の拡大や融資額の増額など中小企業が利用しやすい制度を検討する必要がある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○商業の推移

(金額単位：百万円)

	平成19年 (2007)	平成24年 (2012)	平成26年 (2014)	平成28年 (2016)	令和3年 (2021)
商店数	83	67	65	70	56
従業者数	439	305	355	362	283
年間商品販売額	14,520	13,822	10,976	16,028	6,631

[商業統計調査(H26で廃止)、経済センサス活動調査]

○工業の推移

(金額単位：万円)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
事業所数	19	19	19	18	16
従業者数	288	259	262	242	221
製造品出荷額	1,342,131	1,252,065	1,481,335	1,244,449	1,484,476

[工業統計調査・工業構造実態調査・経済センサス活動調査]

◆域内の消費循環の対策の推進

過去からの当町の消費循環の傾向として、生活圏であり商業施設や娯楽施設等が整備されている中標津町及び釧路方面へ足を運び消費する傾向が強いため、町内で循環される消費力は限られている現状にある。

漁業の不振、少子高齢化及び転出等により当町の人口が減少しており、且つオンラインショッピングの普及により町内での消費循環が更に減少している状況となっている。

また、商品が充実している町外の商業施設や当町の立地環境により、オンラインでしか購入することができないものも多く、町内での購買意欲には限りがある状況の中、町外にある消費機能を、可能な限り循環できる仕組みが必要となっている。

◆新規起業者等への支援

少子高齢化による経営者の高齢化、後継者不足及び転出等により、町内の商店や飲食店などが減少しており、これらの分野へ新たに起業する町民も限られている現状にある。

起業や新たな分野への事業展開及び事業継承が行いやすい環境の整備や地域活性化につながる取り組みに対する支援等が必要となっている。

◆海洋深層水の有効利用

当町の海洋深層水「知床らうす深層水」は、漁獲物の鮮度保持と衛生管理をはじめとする漁業での利用は定着しているが、食品や化粧品など漁業以外でも利用は伸び悩んでいる状況である。

「知床らうす深層水」を利用している企業は全国にあり、幅広い分野での利用が図られているが、企業数は減少傾向となっている。

前処理と地理的要因から輸送にコストがかかるという不利な要素があるものの、優れた特性を有しており、深層水自体の有用性について認知度向上を図るとともに「世界自然遺産」「知床らう

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

す」の知名度を活かした利用の拡大を図る必要がある。

地域内の活用にあたっては、増養殖や温度差発電など、海洋深層水の低温安定性や富栄養などの特徴を活かした取り組みが課題となっている。



【 農業の振興 】

◆担い手の確保・育成

当町の農業は酪農が主体であり、平成17（2005）年に11戸あった酪農家数は平成19（2007）年には9戸に減少し、平成21（2009）年の新規就農により10戸となるが、平成25（2013）年の離農により現在に至るまで9戸となっている。この間、離農はあったものの事業継承や新規就農者の定住もあり、全国と比較して高齢化の影響はやや抑えられている現状にある。

近年の酪農は国際的な情勢などの影響を受け、製品需要低迷による減産対応を迫られているほか、肥料などの資材価格高騰により生産コストが増高し厳しい経営を強いられているが、標津町農業協同組合をはじめとする関係機関が講じた対策により、町内の酪農家においては経営の健全性が保たれている。

経営戸数が小規模で過去より相互協力による営農活動が行われてきたことなど、新規就農者を支える素地が培われてきており、新規就農者を受け入れる環境として魅力的な環境である一方で、家族経営の形態を基本としており、人手不足であっても経営コストの兼ね合いから人材確保に消極的になるなど、各事業者の経営判断により酪農規模の最適化を図りながら営農しているという課題もある。高齢化の影響が少ないとは言え、経営者の高齢化が進んでいる農家もあり、中には後継者不在の農家も存在していることから、担い手の確保・育成を図ることが必要である。

◆農業生産の基盤整備

当町の農業は、段丘地帯特有の複雑な地形と厳しい気象条件など経営上不利な自然条件下にある中、峯浜地区において中規模の酪農が展開されているが、製品需要低迷や資材価格高騰による生産コストが増高など、農業を取り巻く情勢は厳しさを増している状況である。

厳しい環境下で営農する9戸の酪農世帯の維持することで、集落全体の安定的な生産向上を図る必要がある、粗飼料の自給率向上と、良質な草地育成に資する草地造成や草地整備による基盤整備が引き続き必要である。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○農家数・乳牛飼育頭数・牛乳出荷量の推移

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
農家数（戸）	9	9	9	9	9	9
乳牛数（頭）	740	700	702	673	607	651
出荷量（t）	3,598	3,587	3,591	3,287	3,036	2,885

【新たな産業の創出・企業誘致】

◆新たな分野のビジネスの創出と町外企業の誘致

当町の主要産業は一次産業の漁業であるが、水揚げの減少に伴う減船などの影響により雇用の機会を失った町民が町外へ転出するなど、産業低迷が人口減少の一因となっている。また、季節労働などの町外からの労働者も減少し、漁業に係る関係人口も減少している状況である。

主要産業及び関連分野の雇用拡大は、地域産業の活性化のために根本的に必要な要素であるが、雇用場所の選択が限られている現状において、新たな産業の創出と企業誘致による経済の活性化を図る取り組みや支援が必要となっている。

また、町外からの企業誘致は、業種によっては立地をする際に広大な土地の確保が必要なる場合があることや、企業側の立地選定においてインフラ整備の充実が重要視されることから、産業立地の推進にはインフラ整備も重要となる。

IT分野など、土地や大規模な施設を要しない業態においても、当町が交通遠隔地であり移動手段が限定的であり、移動に要する時間がマイナス要素となるなどの課題もあるが、コロナ禍により社会構造に変化が生じ、生産地や豊かな自然環境を有する地域と積極的につながり、新たな視点で活路を見出す企業もみられる。

このような企業と関わることで、地域の特性や素材をそのままに、企業が商品価値を見出し、発信していくことで、地域資源の見方や捉え方に好影響を与えられる可能性があることから、多分野において町外人材の登用・誘致を推進する必要がある。

◆ワーケーション事業の推進

ワーケーションとは、「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語で、普段の職場を離れ、観光地やリゾート地などで休暇を楽しみながらテレワークなどで仕事もする新しい「働き方」、「休み方」として関係人口の創出、拡大や将来的な移住促進に向けた取り組みとして注目されている。

北海道の四季折々の豊かで美しい自然環境下で、特に手つかずの自然が多く残る世界自然遺産知床は野生動物との共存や、圧倒的なスケールの自然に囲まれて暮らしたい方には最適な場所となるが、ワーケーションの推進にあたり、企業の従業員が当町において問題なく業務を行えるか否かが重要な課題となるため、ストレスなくワーケーションが行えるスペースや居住など町内における受け入れ体制の整備が必要となる。

【 地域産業の活性化 】

◆地域内循環と地産地消の推進

当町で以前実施された産業連関調査では地域内の循環が少なく、漁業生産は盛んでもその生産物に対する付加価値化がされていないと報告されていたが、近年、ふるさと納税市場やオンラインショッピングの普及などを背景に、加工・製品の開発が全身傾向にあり新たな販路が開発されてきている。

地域内循環や地産地消の観点においては、地元飲食店や宿泊施設の減少等が起因し、町外からの来訪者や観光客に対して地場製品の魅力を発信しきれないことが課題となっている。

また、飲食店や宿泊施設では、日によって変動する需要に対応する仕入れが必要であり、仮に魚を丸ごと仕入れたとしても余ってしまう場合があることや処理に要する時間を確保できないという課題がある。

水産加工場では、大量に水揚げされる魚の処理が主で小口の需要に対応しきれない状況にあるなど、地産地消を推進する上で関係機関や飲食店、宿泊施設での地元水産物利用を促進できる体制について検討する必要がある。

◆地場水産物の付加価値向上と地域資源を有効活用した商品開発

当町では漁業生産は盛んなものの、町内での加工は一次処理が主力であり他地域へ原料として出荷される割合が多く、最終製品への加工は限定的となっている。

地域内での加工等の付加価値化が加速しない要因として、季節的な水揚げ魚種の変動や海水温度等の影響による漁獲量の変動に流動的に対応することが困難であることが挙げられており、水揚げが少量であり不安定な魚種は加工業では扱いにくく、漁業としては主要な漁獲対象にしにくいという難点がある。

しかし、これらの要因は自然現象であり、人の手による調整は不可能で、水揚げに変動があることを前提にした付加価値向上を考える必要があるが、高次加工や最終製品への加工の必要性は理解しているものの設備投資や販売不振時のリスクがあり進展していないのが現状である。

一方で、ふるさと納税市場やオンラインショッピングが普及してきている背景等から、一部事業所においては加工・製品づくりの開発が前進傾向にあるため、付加価値を向上させる取り組みを促進させるとともに、加工技術の向上や継承、トレンドを意識した商品づくりを行うための研修の機会創出などの検討が必要になっている。

◆ふるさと納税の推進

生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができるふるさと納税制度について、当町においては平成28(2016)年12月の開始から、徐々にではあるが寄付額を伸ばしてきた。寄附金は「知床羅臼まちづくり基金」に積立てし、産業振興や地域福祉の充実、自然保護など産業活性化や地域課題の解決を推進するための貴重な財源として活用している。

本制度を新たな販路として位置づけ、新たな製品づくりを行う事業所が増えてきており、地場産特産品のPRする機会にもなることから、地域事業所はもとより、町外企業とも一層連携しな

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

がら価値を付加した製品づくりを推進しなければならない。

また、トレンドとして多くの方が利用する本制度は、令和5（2023）年6月施行の制度改正による地場産品基準の見直しを例に、制度運用にあたり市場のひずみを是正するための制度改正が今後も想定されることから、制度改正に対応した適切な制度運用を行いながら、羅臼町の魅力発信、ファン拡大、寄付金額の増額を図る必要がある。

○ふるさと納税の推移

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
寄付件数	27,745	25,513	25,797	31,892	50,772	30,293
寄付額	427,003,484	412,584,491	446,841,351	621,790,206	913,194,344	524,792,400

【 人手不足の解消と雇用の促進 】

◆短期労働者不足解消と通年雇用対策

人口の減少に伴い、町全体の生産年齢人口（15歳～64歳）も同時に減少しており、町内の起業では通年雇用として求人募集を行っても希望にかなった雇用につながっていない現状であり、一部の起業では通年雇用者の確保がままならないことから、短期雇用者により人手不足を補おうとする動きもみられるが十分な雇用者確保につながらず、地域の人手不足が顕著になっている。

水産業や観光用などの繁忙期が重なる時期は、町内において求人数と労働者数の乖離が発生し、それぞれの業種で雇用者の確保できず、生産性及びサービスのクオリティ低下につながる恐れがあるなど、人手不足が地域に与える影響は非常に大きいことから、地元企業と労働者のマッチング事業や業種間の雇用による通年雇用などにつながる取り組みを推進する必要がある。

また、一部の事業所では外国人労働者の受入れにより事業を維持している実態もあることから、行政が行うことができる支援を検討する必要がある。

（2）その対策

【 漁業の振興 】

1) 持続的漁業生産体制の確立と栽培漁業の推進

資源状況把握のための各種調査の実施を漁協、試験研究機関などの関係機関と協議検討し、資源状況に応じた管理型漁業の実現を目指すとともに、栽培漁業と漁礁等の水産基盤整備を推進する。また、藻場造成等の対策に取り組みながらブルーカーボンの効果について調査を行う。

2) 漁業経営基盤の強化と人材確保

安定した漁業経営実現のため、漁業経営基盤強化に対する取組を支援するとともに将来の漁業を担う人材の確保と育成を目指す。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

3) 産地流通体制の強化と消費拡大

各漁港の整備を推進し、安定した操業と就労環境の向上を図るとともに、衛生管理と鮮度保持を推進し、「安全安心で高品質な水産物」のブランド化を目指す。また、羅臼地域マリンビジョン計画を推進し、観光業を含む地域活性化を目指した漁港整備を推進する。

4) 高潮・高波などの海岸対策の推進

安心安全な生活と漁業生産の場を確保するため海岸保全事業を推進する。また、国や道に対し事業推進を要望していくとともに、実施にあたっては関係者の意向を反映できるよう努める。

《主要な施策》

- ・ 資源調査実施の検討
- ・ 資源状況に対応した漁業生産体制の実現
- ・ 資源管理に関する意識の啓発
- ・ 栽培漁業や陸上養殖の推進（拠点となる施設の整備を含む）による資源の維持安定
- ・ 持続性の高い漁業種への転換に対する支援策の検討
- ・ 海藻類減少対策とブルーカーボンの可能性調査
- ・ 漁業経営基盤の強化に対する取組への支援
- ・ 後継者育成を目的とした研修教育の充実
- ・ 季節的な人手需要への対策
- ・ 学校教育での地域の水産業について学ぶ機会の充実
- ・ スマート漁業等への導入による経営の効率化
- ・ 「海業」の活用を含めた漁港整備の推進
- ・ 衛生管理と鮮度保持の推進
- ・ ブランド化やPRによる消費拡大と魚価の向上安定
- ・ 女性や高齢者の働きやすい環境の整備
- ・ 通信基盤の強化等による安心安全な労働環境の整備
- ・ 羅臼地域マリンビジョン計画の推進と多目的利用を想定した漁港整備
- ・ 物流の状況調査と広域対策を含めた物流対策の検討
- ・ 海岸対策事業の推進
- ・ 老朽化した海岸保全施設の修繕または改良の推進

【 観光の振興 】

1) 観光客及び修学旅行等の受入れ体制の整備

新たな宿泊施設の誘致等による宿泊施設の収容力増強や既存のアウトドア施設（キャンプ場等）、遊休施設等を活用しながら一人でも多くの観光客が滞在できる環境整備を推進する。

当町の観光拠点である「道の駅知床・らうす」の利便性向上につながる取り組みを多面的に実施する。また、道内外の中学校や高校などが修学旅行で数多く来訪していることから、魅力的なプログラムの提供などにより将来の関係人口づくりの取り組みを推進する。

2) 訪日外国人旅行者の受入れ体制の整備とコンテンツ造成の推進

統一性のある多言語の観光案内看板の整備やデジタルを活用した町内の観光情報を入手可能な仕組みを構築する。また、町内事業所、飲食店等におけるキャッシュレス化を推進し、外国

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

人観光客のストレス緩和と旅の満足度向上につながる受入れ体制の整備を推進する。

地域周遊・長期滞在・リピーター化の実現を目指してコンテンツを磨き上げ、地域のガイドやコーディネーターの育成によってコンテンツ全体の満足度を高めることで消費額の最大化を図る。

3) 地域資源を活かした観光コンテンツの整備

ホエールウォッチングやバードウォッチング、ヒグマクルーズなど、多様な野生動物を一度に見られる場所は国内では少なく、当町の最大の魅力的な観光コンテンツであることから、継続したプロモーション活動を推進する。また、町内の様々な場所におけるトレッキングや登山、陸上の野生動物、歴史文化等を観光素材とした当町に訪れなければ味わうことができない魅力あるプログラム開発に取り組み、旅行者の多様なニーズに対応しながら長期宿泊を促す観光コンテンツを創出し観光客の誘致を図る。

4) 観光資源ブランディングの推進

発信すべき魅力を見直しながら町全体のブランディングを行い、統一されたテーマ・コンセプトに沿ったコンテンツのPRを推進する。また、ブランディングを通じ継続的にプロモーションを行うことによって、知床羅臼のブランドイメージを効果的に浸透させ、観光客の誘致、関係人口の創出及び地域活性化につなげる。

5) 知床らうす産業祭 羅来楽^{らうす}の推進

行政・関係団体等による町民主体の実行委員会方式での開催を維持しながら、町民祭りの意志と伝統を引継ぎ、現代のニーズに合った次世代まで続くイベントになるよう開催を支援する。

《主要な施策》

- ・ 観光拠点施設（道の駅知床・らうす）の機能強化
- ・ オール羅臼による修学旅行誘致と受入れ体制の整備
- ・ 町内関係団体との連携強化
- ・ サスティナブル・ツーリズムへの取り組み
- ・ DX活用を含めた多言語観光案内看板等の整備
- ・ 観光案内所等における外国語対応の充実
- ・ インバウンド向けプロモーションの実施
- ・ 町内各事業所等におけるキャッシュレス化の推進
- ・ アドベンチャートラベル向け高付加価値ツアーの造成
- ・ 地域ガイド及びコーディネーターの育成と研修
- ・ 体験型観光、滞在型観光コンテンツの創出とプログラム開発
- ・ 遊休施設の活用も含めた滞在環境の整備やキャンプ場等の既存観光施設の魅力化
- ・ 観光資源のブランディングの推進
- ・ 世界自然遺産知床羅臼町の魅力の見直し

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

- ・ 統一されたメッセージによるプロモーションの実施
- ・ 町民主体のイベント開催の推進
- ・ 観光客との交流の場となるようなイベントの推進
- ・ イベントを通じた町の賑わいの推進
- ・ 特産品のPRの実施

【 商工の振興 】

1) 中小企業の支援

事業などに必要な資金を円滑に調達できるよう町内各金融機関と連携を図り、企業の経営安定及び経営基盤の強化を推進するとともに、国、北海道、中小企業支援機関などの様々な支援策や施策、事業などを適切に活用させるため、商工会、各金融機関、行政が連携し情報提供を図る。

2) 域内の消費循環の対策の推進

地域商店の活性化・利便性の向上などに加え、町民が域外で消費したものを域内で循環できる仕組みや、地元住民及び観光客等が町内外での消費を通じ、域内消費の増大につながる仕組みを検討する。なお、検討には商工会との連携が不可欠であり、商工の活性化につながる事業の展開を並行して検討する。

3) 新規起業者等への支援

町内で起業を図る事業者に対し、企業等に必要な経費、店舗賃借料等の一部を補助することにより、新規開業や新たな分野への事業展開、空き店舗の活用等を意欲的に行える仕組みづくりを推進する。また、町外からの移住希望者等が起業しやすいような環境を整え、多様な人材を確保し、地域の新たな雇用創出につなげ、地域経済の振興を図る。

4) 海洋深層水の有効利用

漁業にとどまらない幅広い分野での海洋深層水の有効利用を目指し、深層水と関連商品のPRを促進し、「知床らうす深層水」の知名度向上を図る。また、「低温安定性」が特徴のひとつである深層水を冷熱源とした二酸化炭素排出の削減など、環境対策分野での利活用を検討する。

《主要な施策》

- ・ 羅臼町中小企業振興資金制度による支援
- ・ 羅臼町中小企業振興資金制度内容の見直しの検討
- ・ 町内での新たな消費循環の仕組みづくりの推進
- ・ 関係人口を活かした域内消費の拡大の推進
- ・ 商業団体組織の強化と支援
- ・ 域内消費拡大の仕組み構築に伴う民間企業との連携強化

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

- ・ 新たな起業家への支援
- ・ 事業継承等への支援
- ・ 移住希望者等への起業支援
- ・ 空き家対策事業の推進
- ・ 国、北海道、民間などの各種制度の情報提供
- ・ 金融懇談会による情報共有
- ・ 幅広い分野での深層水利活用
- ・ 「知床らうす深層水」の知名度向上
- ・ 環境対策分野での深層水利活用の検討

【 農業の振興 】

1) 担い手の確保・育成

国の方針に基づき、地域の将来の農業の在り方や農地の効率的利用目標を定めた「地域計画」を策定し、将来的な集落の意向を確認しながら酪農業の持続を図るため、経過ウ的な担い手や新規就農者の確保及び地域酪農業の理解醸成につながる取り組みを推進する。

2) 農業生産の基盤整備

良質な自給飼料基盤の持続性を高めるため、農地利用に係る関連施策などの活用により、農地の集積等の推進を図ることによる効率化とともに、草地整備・草地改良当を計画的に整備する。また、全農家を対象とした堆肥センター方式による家畜排せつ物の適正処理とリサイクルの促進により、良質な粗飼料の自給と安定生産につなげる。

酪農経営の現場でも、担い手不足や高齢化が現在以上に進行している可能性があることから、スマート農業機器などの導入のほか、地域に即したシステム構築による労働力の確保を図る必要がある。

《主要な施策》

- ・ 地域農業経営基盤強化促進計画地域計画（人・農地プラン）に係る地域計画の策定
- ・ 地域計画に基づく人材の確保・育成及び農地の集約化の推進
- ・ 新規就農希望向け「酪農体験モニター事業」の継続実施
- ・ 美しい景観や環境をフィールドとした産業体験等の受入れの検討
- ・ 草地畜産基盤整備事業の促進による草地整備・草地改良当の計画的整備
- ・ 地域課題に根差したスマート農業など効率的な営農に資するシステムの導入
- ・ 家畜排せつ物の適性処理とリサイクル促進による良質な粗飼料の自給と安定生産の推進
- ・ 後継者や人材不足に直面した場合の新たな協力体制や経営手法の検討

【 新たな産業の創出・企業誘致 】**1) 新たな分野・新ビジネスの創出と町外企業の誘致**

平地に限られる当町の立地条件は生産工場等の大規模な企業誘致は難しいものの、地域資源を活かす新分野、新ビジネスの可能性を模索する取り組みに加え、企業立地の取り巻く環境の変化やまちづくりの動きなども踏まえながら当町の経済の活性化に寄与することが可能となるような企業立地を支援する。

2) ワークेशन事業の推進

当町の多彩なアクティビティなどの魅力を活かし、道内市町村や企業・団体など幅広い関係者と連携し、当町へのニーズ把握及びワークेशन事業の可能性を模索、検討する。

《主要な施策》

- ・ 町外からの企業立地の支援の推進
- ・ 羅臼町企業立地振興補助金による支援
- ・ 国、北海道との連携強化
- ・ 北海道型ワークेशन共同実施市町村への参画
- ・ テレワーク、サテライトオフィス誘致の検討及び推進

【 地域産業の活性化 】**1) 地域内循環と地産地消の推進**

地産地消の推進を目指し、関係機関（飲食業連合会、旅館組合、漁協、商工会、観光協会等）と地元飲食店や宿泊施設での地元水産物利用を促進できる体制を検討する。

2) 地場水産物の付加価値向上と地域資源を有効活用した商品開発

水揚げの変動を前提とした付加価値向上を検討する。地場水産物の高次加工と高付加価値化を推進するとともに、加工の対象となる種類、数量の拡大を目指す。また、未利用資源の活用を図るとともに商品開発と最終製品への加工を促進し、地域資源の有効活用を推進する。

3) ふるさと納税の推進

ふるさと納税制度を活用して羅臼町の魅力発信、ファンの拡大と寄付金額の増額を図る。

《主要な施策》

- ・ 地産地消の推進
- ・ 地元飲食店や宿泊施設での地元水産物利用の促進
- ・ ふるさと納税制度を活用した取り組み強化
- ・ 水揚げの季節的変動を前提とした付加価値の検討

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

- ・ 高次加工商品の開発と高付加価値化の推進
- ・ 羅臼町認証店舗の連携強化
- ・ 加工する対象（種類及び数量）の拡大
- ・ 新たな販路の開拓
- ・ 未利用資源の有効活用
- ・ 新規事業所の発掘と返礼品の拡充
- ・ 寄附金の使い道報告の充実
- ・ 知床羅臼産返礼品の PR 強化
- ・ 関係する事業所の連絡体制の構築

【 人手不足の解消と雇用の促進 】

1) 短期労働者不足解消と通年雇用対策

人手の確保が厳しくなっている中、町外からの雇用の確保及び関係人口の創出を目的として、人手不足の解消につながるマッチング事業を推進する。また、業種間の人手不足を補うため、町内の求人情報の共有化を行い、人手不足の「見える化」による町内労働者マッチングも検討する。一部業種においては外国人労働者の受入れにより人手不足を補う動きも見られることから、行政が行う支援について検討する。

《主要な施策》

- ・ 人手不足におけるマッチング事業の推進
- ・ 町内の人手不足の情報の共有化の推進
- ・ 外国人労働者の受け入れ支援
- ・ 根室管内4町通年雇用促進協議会との連携
- ・ スキルアップ研修の実施と支援
- ・ 国、北海道の制度利用に伴う情報提供と支援

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 計画

事業計画[令和8(2026)年度～令和12(2030)年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	畜産担い手育成総合整備事業	公社 町	
		新規就農者対策事業	農協 町	
		中山間地域等直接支払交付金	町	
		草地整備改良事業	道 公社 町	
		6次産業化支援事業	町	
	林業	小規模治山事業	町	
	水産業	昆布漁場造成事業	漁協	
		ウニ種苗移殖事業	漁協	
		ヒトデ駆除事業	漁協	
		ホタテ貝種苗放流事業	漁協	
		海洋深層水事業	国 町 漁協	
		ウニ囲い礁造成事業	道 町 漁協	
		魚礁造成事業	道 町 漁協	
	(2) 漁港施設			
		漁港管理費(各漁港電気料等)	道 町 漁協	
		漁港管理費(羅臼漁港)	道 町 漁協	
		羅臼漁港整備事業(屋根付岸壁整備)	国	
		漁港改修局改事業	道	
	(7) 商業			
共同利用施設	商店街共同利用施設整備事業	町		

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	商工業・6次産業化	商工会補助事業 地域内商工業者を対象とした全般的な育成と、地域振興事業並びに社会一般の福祉増進を図るため、商工会への補助を行う。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	観光	知床らうす産業祭羅来楽開催事業 過去の羅臼町の「祭り・イベント」の文化・伝統を継承し、知床羅臼の自然、食、観光などの魅力に触れることができる産業祭であり、実行委員会方式のこのイベントは協働のまちづくりの一環として非常に大きな役割を担っている。来場者参加型プログラムや、地域資源の地産地消を拡大、PRすることで大きな経済効果が期待される。	実行委員会	本事業の効果は将来に及ぶ
		観光協会補助事業 世界自然遺産「知床」を有する羅臼町の優れた観光素材を広く町外に宣伝し、観光客の誘致を図るとともに、受入態勢を確立するため、観光協会への補助を行う。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	世界水準の観光地域づくり事業 優れた観光のポテンシャルを最大限に活用しながら、インバウンド旅行者等をターゲットにした高付加価値型の世界水準の観光地域づくりを推進する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ	

(4) 産業振興促進事項

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定められた「減価償却の特例」(第23条)及び「地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置」(第24条)の適用にあたり、産業振興促進事項について記述する。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備考
町内全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、畜産業、水産業、情報サービス業(情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等)等	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

現状と課題、課題を解決するために実施する事業については「2 産業の振興」の(1) 現況と問題点、(2) その対策、(3) 計画のとおり。

また、産業振興については近隣市町との連携に努めるものとする。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

【自治体DXの推進と情報化社会への対応】

◆DXを取り入れた住民サービスと行政効率化

人口減少や高齢化の影響により、行政を担う職員のなり手不足が進行しており、住民サービスの低下が全国的に危惧されている中、ITの戦略的な活用によるサービスの変革と新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーション（DX）は、地域課題の解決と住民サービスの維持・向上に重要な役割を果たす。

当町においても、IT技術の高度化により多様化する住民ニーズに対応するため、産業や教育、医療・介護、防災等あらゆる分野の課題解決や利便性向上に向け、DXを推進しながら住民と行政の双方にとって有益なICTの活用環境を整備する必要がある。

◆多様な分野でのICT技術の活用推進

情報化社会の現在、情報そのものが資源として重要な価値を持っており、価値を十分に活用するためには情報の「発信」「入手」「活用」の一連のプロセスの質を高めることは重要であり、人口減少や高齢化が進行する中においても、住民サービスの利便性の向上のためICT技術の活用は必要不可欠な要素である。

インターネットやスマートフォンが普及した現在、当町の住民サービスにおいてもオンライン化、SNSを含むアプリでの情報発信や情報収入、広域的なシステム共同利用などを進めているが、住民の中にはスマートフォンやパソコンの操作、アプリ活用に対しハードルを感じる方も存在し、ICT技術を活用した住民サービスの普及が課題となっている。

(2) その対策

【自治体DXの推進と情報化社会への対応】

1) DXを取り入れた住民サービスと行政効率化

当町に必要なデジタル技術の導入のための課題把握やソリューションの整理を行い、指針となる羅臼町DX推進計画を策定し、DXの推進を図る。また、デジタル技術の導入にあたっては住民と行政の双方にとって有益で効率的な仕組みの構築を目指す。

2) 多様な分野でのICT技術の活用推進

情報を得ることそのものに価値がある中、住民サービスにおいて多様なデジタル媒体の活用と従来の手段を併用した情報発信を行い、地域全体に情報を届けることが可能となる仕組みづくりを推進する。また、ICT技術の活用にあたっては、地域社会の経済や教育、医療・介護、防災等あ

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

あらゆる分野での活用を検討しながら、高齢者や通信環境に制約のあるエリアで活動する方を置き去りにすることがないように支援を推進する。

《主要な施策》

- ・ 羅臼町 DX 推進計画の策定
- ・ DX 推進と定着を担う人材の育成
- ・ 通信電波不感地帯の通信手段の確保
- ・ 防災行政無線施設及び設備の適切な維持管理
- ・ 羅臼町登録制メールの及び公式 SNS の普及と運用拡大
- ・ ICT 技術を活用した住民サービスの向上及び拡大

(3) 計画

事業計画[令和 8 (2026) 年度～令和12 (2030) 年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
3 地域における 情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設			
	防災行政用無線施設	防災行政無線施設維持管理事業	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	情報化	防災行政無線戸別受信機維持管理事業 戸別受信機の故障などに迅速に対応し、災害時における通信連絡体制の確保と災害情報等の速やかな伝達を図る。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ
		通信電波不感地帯の通信手段確保支援 事業 海域を含む通信電波の不感エリアでの通信手段の確保により緊急時等の通報を可能とし、生命財産を守る取り組みを支援する。	町 漁協 民間	本事業の効果 は将来に及ぶ
		情報発信プラットフォーム活用事業 HPやSNSをはじめとするプラットフォームを充実させ、情報伝達・収集の範囲と手段を拡充し、地域活性化と課題解決につなげる。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ
	デジタル技術活用	デジタル技術活用事業 産業、教育、医療・介護や防災等あらゆる分野の課題解決や利便性向上のための事業を推進し、住民と行政の双方にとって有益な環境整備を行う。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

【 道路環境の維持管理 】

◆地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策

町の道路施設は、高度経済成長期に集中的に整備されたことから、道路施設の高齢化が急速に進行している状況にあり、不具合が生じてから修繕を行う「事後保全」と劣化、損傷などの状況に応じて修繕・更新を行う「状態監視保全」により老朽化対策を行っている現状にある。

現在、道路施設の老朽化が一斉に進んでいる状況から、計画的な修繕・更新などが必要となるが、厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化の進展などといった社会構造の変化によって、これまでの制度や体制では道路施設の安全性を確保し続けることが困難となることが想定され、中長期的な社会経済情勢の変化を見据え、持続可能なメンテナンスの構築に向けた取り組みを進める必要がある。

○羅臼町の道路の状況（令和7年4月1日現在）

区分	路線数	延長 (km)	改良 (km)	改良率 (%)	舗装 (km)	舗装率 (%)
国道	2	38.4	38.4	100.0	38.4	100.0
道道	1	24.5	24.5	100.0	24.5	100.0
町道	90	46.5	32.1	69.0	34.7	74.6
計	93	109.4	95.0	-	97.6	-

・国道 — 国道334号、335号 ・道道 — 知床公園羅臼線

【 地域公共交通の充実 】

◆ニーズに合った移動手段の実現

当町の主な地域公共交通は、民間事業者によるバスとハイヤーの運行となっており、バス運行は通学時中心のダイヤ編成であり、医療機関利用者や運転免許返納後の高齢者の交通の利便性が課題となっている。また、ハイヤーの営業時間も短く、観光客や飲食店利用時など不便を感じる機会が増えており、2次交通に障害があるなどの公共交通の課題が浮き彫りになっている。

高齢者等や運転免許証のない中高生が、日々の生活において趣味や余暇のための移動手段を求めている一方で、18歳から60歳代の方々は移動手段を持ち得ていることから、公共交通への依存度が低いことが町民アンケートから明らかになっており、今後は「多くの町民が満足感の得られる交通手段の実現」を目指しながら、利便性の充実に向けた取り組みを推進する必要がある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(2) その対策

【 道路環境の維持管理 】

1) 地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策

高度経済成長期に集中して建設された多くの橋梁などの道路構造物の老朽化が急速に進んでいる状況にあり、予防保全を推進することが重要である。これまで、インフラメンテナンスは大きな損傷が発生してから修繕等を実施してきたが、今後は、大きな損傷を受ける前に点検等により早期に損傷を発見し、対策を実施する「予防保全」への転換を進め、戦略的な維持修繕サイクルへの移行に努める。

【 地域公共交通の充実 】

1) ニーズに合った移動手段の実現

地域公共交通に係り、「多くの町民が満足感の得られる移動手段の実現」を目指し、設立した「羅臼町地域公共交通活性化協議会」において深刻な運転手不足の解消とともに通園・通学方法や観光需要も含めた交通空白の穴埋めとなる移動手段の検討を進め、交通体系の利便性充実に向けた取り組みを推進する。

《主要な施策》

- ・ 道路施設の維持管理・更新などの着実な推進
- ・ 地域公共交通に係る羅臼町地域公共交通活性化協議会で検討
- ・ ターゲット、内容、期間等を設定した実証社会実験の実施
- ・ 新たな公共交通の実装
- ・ 既存の公共交通維持のための人材雇用対策

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 計画

事業計画[令和8(2026)年度～令和12(2030)年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1)市町村道			
	道路	道路除雪事業(国道・道道・町道)	町	
		道路改良事業	町	
		道路舗装長寿命化事業	町	
		道路・排水施設等維持修繕事業	町	
	橋りょう	橋りょう長寿命化事業 公住橋62.18m 滝見橋35.90m 無名橋(5)12.30m 無名橋(上)3.15m	町	
	(9)過疎地域持続 的発展特別事業			
	公共交通	地域公共交通維持・導入事業 既存の公共交通の維持に加え、社会実証実験等を 根拠とした新たな公共交通の実装を進め、地域住 民や来訪者の利便性向上を図る。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ
交通施設維持	地方バス路線維持対策事業 公共交通の利用者は減少傾向であるが、高齢者や 学生の移動手段として大きな役割を担っているこ とから事業者への支援を実施する。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

【 環境に配慮したまちづくり 】

◆省エネルギー対策

現在の生活水準は依然として化石燃料の利用によって支えられている側面が強く、化石燃料は近い将来に枯渇すると言われており、エネルギー資源の安定的な確保が一層重要であるとともに、地球環境の悪化に対応するため、再生可能エネルギーへの転換期を迎えている。

当町では、令和3（2021）年3月にゼロカーボンシティの宣言し、令和5（2023）年2月には、環境にやさしいクリーンなエネルギーの導入を目指し、「羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画」を策定し、主に地熱エネルギーの活用に関する取り組みを進めているが、資源量や地域での需要についての把握に課題が残っている。

また、二酸化炭素排出量が少ない家電製品・業務用製品への更新は省エネルギー対策にもつながることから、家庭や事業者の取り組みへの支援を推進する必要がある。

◆地球温暖化対策

近年、地球温暖化が急速に進行しており、氷河の融解による海水面の上昇や生態系への影響、水産資源の作物への影響など懸念や深刻な気象災害の要因も考えられ、当町の水産業の主要魚種である秋サケをはじめとする水揚量の減少や漁獲物の変化も、地球温暖化を起因とする海水温の上昇が要因の1つと言われている。

当町では、平成31（2019）年3月に「第3次羅臼町地球温暖化防止実行計画」を策定し、本庁の事務事業に関しウォームビズやクールビズ、公用車のエコドライブや消灯徹底などに取り組み、町内の全防犯灯をLED化するなど、温室効果ガスの排出抑制と省エネに努めているが、温室効果ガス排出量の削減対策は町民の生活環境、地域産業とのバランスを取りながら進める必要がある。

【 水環境の整備 】

◆合併処理浄化槽の普及

当町の生活雑排水処理は合併処理浄化槽により浄化を図っており、令和5（2023）年3月末時点では約51%の普及率となっているが、未設置住宅などでは生活雑排水が未処理のまま放流されている現状にある。

町では合併処理浄化槽の設置数増加のため、設置費用の一部に助成を行うなど普及促進に努めているものの、既存住宅に設置されている単独処理浄化槽からの設置替えはコスト面がハードルとなり、設置基数が伸びない状況となっている。市街地区では家屋が密集し、スペースの制限上、普及が進まない傾向にある。また、浄化槽設置者の義務である法定検査・保守点検・清掃について、特に法定点検と保守点検の違いについて理解していない設置者への啓発が必要である。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○合併処理浄化槽の普及推移

(単位:基)

	1～10 人槽	11～20 人槽	21～50 人槽	. . .	301人槽 以上	設置数 (基)	設置率 (%)
	令和元(2019)年度	12					
令和2(2020)年度	7		2			9	49.06
令和3(2021)年度	9	1	1			11	50.18
令和4(2022)年度	6					6	51.57
令和5(2023)年度	5					5	52.73
令和6(2024)年度	5					5	53.33

◆安定した水道の供給

当町の水道供給は、3箇所の浄水場により供給を行っているが、市街地区の浄水場は稼働してから30年以上が経過し、電気計装設備などの更新が急務の状況となっている。峯浜地区、岬地区の浄水場は40年以上経過していることから施設・設備全般の老朽化が進んでいる状況となっている。

水道管も、町内全域で老朽化しており、安定した水道の供給を継続するために早急な更新が必要となっているが、膨大な費用と人員不足による実施体制が課題となっている。

また、普及率向上のため、給水区域外への給水についても検討を行う必要がある。

○上水道の整備事業

	令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)
	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道	上水道
行政区域内人口	4,082	436	3,971	431	3,857	421	4,188
給水人口	4,073	406	3,967	376	3,853	359	4,154
一日平均配水量 (m/日)	3,336	320	3,486	359	3,437	582	3,864
1人一日平均配水量 (ℓ/人)	819	788	879	955	892	1,621	930
普及率 (%)	99.8	93.1	99.9	87.2	99.9	85.3	99.2

【 適正なごみ処理と魅力あるきれいなまちづくり 】

◆ごみの減量化と資源リサイクル運動の推進

当町では平成14(2002)年から分別収集を開始、平成15(2003)年にごみ料金の定額制を廃止し従量制(指定袋)へと移行しており、収集したごみは平成16(2004)年度より順次、広域処理を開始し、可燃ごみは別海町の広域ごみ処理施設へ、資源ごみは中標津町の広域リサイクルセンターへ、不燃・粗大ごみは羅臼町と標津町分を当町の最終処分場において処理している。

平成17(2005)年には観光客のごみの散乱・不法投棄防止及び環境保全などを目的に、観光客専用ごみ袋が導入されている。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

資源リサイクル活動では、容器包装廃棄物（プラ製容器・ペットボトル・紙製容器・空きびんなど）は中標津町のリサイクルセンターで再資源化、古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック）や鉄類（空き缶など）、衣類などの廃棄物は、町独自でリサイクル業者に売払い、生ごみは羅臼堆肥利用組合に処理を委託し堆肥化、家庭や飲食店などから出される廃食油は回収後、専門業者へ無償で引き渡しており、廃棄物の種類ごとに資源リサイクルの推進を図っている。

町民の1人1日当たりのごみ排出量は、全道、全国平均と比較すると多めに推移しており、ごみの減量化は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を進めるために必要な要素であることから、個々の意識改善が必要となっている。令和2（2020）年8月には、粗大ごみのリユース推進を目的に（株）ジモティーと連携協定を結んでおり、ジモティーの利用を促すことでリユースの意識向上を図り、ごみの減量化や循環型社会の形成につなげている。

また、各広域ごみ処理施設では維持補修費等が増加傾向にあることや、し尿処理施設は老朽化が著しく建て替えの検討を要する状況となっており、各町の財政負担が大きな課題となっている。

○ごみ収集の状況

年度	ごみ処理 収集区域 世帯数	収集日数	ごみ処理量(t)			し尿処理 収集区域 世帯数	し尿処理収集量(t)	
			総量	1日平均 収集量	1世帯 平均 収集量		総量	1世帯 平均 排出量
令和元年度 (2019)	2,048	292	2,259	7.74	1.10	2,033	3,681	1.79
令和2年度 (2020)	2,016	292	2,381	8.15	1.18	2,016	3,649	1.81
令和3年度 (2021)	1,983	294	2,063	7.02	1.04	1,983	3,807	1.92
令和4年度 (2022)	1,939	293	1,926	6.57	0.99	1,939	3,629	1.87
令和5年度 (2023)	1,906	293	1,780	6.08	0.93	1,906	3,655	1.92
令和6年度 (2024)	1,981	292	1,679	5.75	0.85	1,981	3,525	1.78

◆不法投棄対策

毎年、生活ごみや大型電化製品などの不法投棄が見受けられ、関係機関などと連携を図りながら監視や広報誌による周知などの啓発を行っているが、依然として後を絶たない状況であり、世界自然遺産の知床に位置する当町にとって恥ずべき状況にある。

このような現状から、当町の環境美化の推進を図るため平成26（2014）年に「羅臼町不法投棄防止条例」を制定し、条例に基づき関係機関と連携しながら不法投棄根絶に向け監視や広報誌による周知などの啓発を実施している。

不法投棄やポイ捨ての根絶には個々の意識改善が必須であることから、広報や看板による啓発を継続して取り組み、理解と意識の高揚を図る必要がある。また、不法投棄監視の目として「ねむろ自然の番人宣言羅臼町認定事業所」を拡大し、活動の輪を広げる取り組みが必要である。

【 消防・応急体制の充実 】

◆消防体制の充実

当町には1消防署・1消防団が配備されており、消防団は地域ごとに6つの分団に分かれている。火災や自然災害の発生にともない出動し、消防署と発生地域の分団が消火活動や救出活動を行っている。

当町は山と海に挟まれた地形であり、自然災害の発生が常に危惧される。そのため、多種多様な事案に備えることが必要になっており、車両や資機材の充実はもちろんのこと、それを扱うための訓練が重要となる。更に、隊員の平均年齢が高くなってきたことにより活動に支障が生じる恐れがあるため、若手隊員の育成が急務となっている。

地域防災の要となる消防団員と連携を密にし、より質の高い消防活動となるよう合同訓練などが必要である。

また、消防関係施設は消防車両や施設、消防水利等で設置されてから長期間経過しているものが多く、有事の際に支障をきたす恐れが懸念される。

◆救急体制の強化

羅臼消防署には、現在高規格救急車が3台配備されており、町内で発生した救急要請は、基本的には全て知床らうす国民健康保険診療所で受け入れているが、専門外来の受診や緊急処置を必要とする場合は、町外の医療機関に救急車またはドクターヘリで搬送している。なお、救急隊には高度な知識と技術を備えた救急救命士を常時乗車させており、より質の高い救急活動を実施できるよう努めている。

救急車に積載されている資器材には使用年数に制限があるものが多く、直接救命率に関わる重要な資器材であるため定期的な更新が必要である。また、救急隊員には患者の重症度や緊急度を見極め、速やかに処置、搬送する対応が求められることから、日々進歩する医療技術に対応するため、救命処置に必要な知識や技術の習得を目的とした研修が重要である。

救命率の向上にはその場にいる人の協力が不可欠であり、町民に向けて救急講習を実施し、救急現場での処置の重要性を学んでもらうことも必要である。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○団員の状況 (R7. 4. 1 現在)

	団本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	合計
団長	1							1
副団長	3							3
分団長		1	1	1	1	1	1	6
副分団長		1	1	1	1	1	1	6
部長		3	3	3	2	2	2	15
班長	1	7	6	6	3	3	3	29
団員	6	9	13	11	8	13	9	69
現在数	11	21	24	22	15	20	16	129
定数	11	28	25	26	18	20	17	145

○分団の管轄 (R7. 4. 1 現在)

分団の名称	管轄地域
第1分団	礼文町・本町・緑町・栄町・湯の沢町・富士見町・船見町・共栄町
第2分団	知昭町・松法町
第3分団	幌萌町の一部・春日町・麻布町・八木浜町
第4分団	岬町・相泊方面
第5分団	海岸町
第6分団	峯浜町・幌萌町の一部

○火災発生状況

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
建物火災	1	5	1	3	3	2
船舶火災			1		1	
車輛火災		1				
その他の火災	1					1
計	2	6	2	3	4	3

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○救急出動状況

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
救急出動件数		285	207	207	227	239	220	
傷病者搬送件数		271	196	196	211	221	211	
不搬送件数		14	11	11	16	18	9	
搬送人員		276	197	198	216	221	211	
救急事故 種別	合計	285	207	207	227	239	220	
	火災		2					
	自然災害				2			
	水難		2	2		2		
	交通	21	8	9	13	12	7	
	労働災害	7	9	7	6	5	5	
	運動競技							
	一般負傷	33	15	20	21	22	31	
	加害		1		2			
	自損行為		2	1	2	1	1	
	急病	146	117	126	143	139	120	
	その他	転院搬送	75	47	41	34	56	53
		医師搬送	3	4	1	3	2	3
資機材搬送								
その他					1			
ドクターヘリ要請回数		10	13	15	13	14	9	

○消防施設の状況 (R7.4.1現在)

	消防署	分 団						合計
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	
ポンプ自動車等	4	1						5
救急車	3							3
広報車等	1							1
機材器具格納庫						1		1
小型動力ポンプ積載車			1	1	1	1	1	5
小型動力ポンプ	2	1	1	3	1	1	1	10
消防無線	15	2	2	2	2	2	2	27
防火水槽		6	3	6	3	2	2	22
消火栓		44	14	25	6	16	3	108

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 安心・安全なまちづくり 】

◆交通安全体制の充実

近年、飲酒運転による死亡事故や、交通マナーやルールを無視したあおり運転等の無謀運転が社会問題として取り上げられ、その根絶が強く求められている。また、高齢運転者による交通事故も全国で相次いでいる状況である。

当町での交通手段は、民間事業者のバスとハイヤーしかなく、移動手段としてマイカーに依存せざるを得ない現状にあり、さらに知床の観光シーズンには、レンタカーやマイカーによる観光客が増加することや、水産業の輸送繁忙期には大型車の交通量も依然として多い。

交通事故の発生を防止することや、町民の交通安全意識の高揚を図るため、羅臼町交通安全協会や羅臼町交通安全指導員会、警察などの関係機関と連携しながら、交通安全教室の開催や6期60日間展開される交通安全運動並びに街頭啓発運動を実施している。また、危険箇所への交通安全啓発看板やカーブミラーなどの施設整備も継続実施している。

高齢化が進み若返りと増員が求められている羅臼町交通安全指導員ではあるが、警察と連携しながら幼稚園児や小学生、高齢者などの交通弱者に重点をおいた交通安全教室を継続し開催することや羅臼町交通安全協会と連携した交通安全街頭啓発運動を少しでも多くの町民と共に継続して開催することが求められている。

施設整備については、羅臼町が設置した交通安全啓発看板やカーブミラーなどに係る継続した維持管理が必要である。

◆防犯体制の充実

安心・安全なまちづくりのため、警察や羅臼町防犯協会、中標津地区防犯協会連合会などの関係機関と連携し、啓発活動や薬物乱用の防止、情報発信活動を行っている。また、自主防犯組織「羅臼オオワシブルーカーズ」が平成19（2007）年に結成され、登下校時や夜間などにおける定期活動として青色回転灯を付けた車両での町内巡回パトロールを実施している。

啓発活動の推進として、羅臼町防犯協会と連携しながら新入学児童へ防犯ベルの贈呈や黄色いワッペン運動、夏の防犯パトロール、歳末特別警戒パトロールを継続し実施している。また、地域住民の安全確保や犯罪の未然防止を目的に、町内会や防犯灯管理団体へ街路灯電気料金に対する助成も実施している。

近年、町内でも警察官や行政職員を騙った不審電話や特殊詐欺の被害も報告されており、消費者相談も寄せられていることから、実際に被害に遭われた方の受け皿などの支援が求められる。

近年の電気料金の高騰により街路灯電気料の負担が増し、町内会や防犯灯管理団体では経費の負担に苦慮している状況にある。

◆再犯防止の推進

犯罪や非行を繰り返す人の中には、生まれながらにして愛着関係や家庭環境の欠落、虐待やいじめ、搾取などといった被害的な経験を幾重にも折り重ねて生きてきた人が多く、また、仕事や住居を得られない生活困窮者、高齢者、障がいや疾病を抱え、生きづらさを感じる方など、支援

が受けられない人によるものも多い。

様々な事情を抱えた方々も町民の一人であり、国（刑事司法機関）、地方公共団体、民間が協力して福祉の視点から再犯防止に取り組むことが重要であるが、支援対象者の把握が難しく、各種支援へスムーズにつなげることや、社会復帰支援を必要とする方への、個別の状況に応じた対応に配慮が必要となっている。

【 住環境の整備 】

◆高齢者などが安心・安全に暮らせる環境づくり

当町の高齢化は今後も進行することが想定され、単身・夫婦のみの高齢者世帯が増加している。今後も進行が見込まれる高齢化に対応し、高齢者などが住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住宅や住環境の整備が必要である。

高齢者などが自立した生活を送ることができるよう民間事業者や医療・福祉サービスなどと連携しながら、高齢者向けの住宅や生活基盤の整備、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入した住宅供給、リフォーム支援、地域の支援体制づくりなどが求められる。

◆多様なニーズに対応した環境づくり

当町の就業者のうち、漁業の就業者数が多くを占めており、また、通勤・通学者は、ほぼ町内であることから、町内で子育て、働くことができる住宅・住環境の整備が必要となっている。また、移住希望者の住環境の整備が十分にされていない現状となっている、

町営住宅については、海岸沿いの集落に小規模・分散配置されているとともに、耐用年数を経過した住戸が半数を占め、多くの住宅で老朽化が進行している。

今後は、現在の多様なライフスタイルに対応する住宅・住環境の充実を図るため、子育て世帯向けの良質な住宅の供給や移住・定住の促進、持ち家などのリフォームや耐震化の支援が求められている。また、高齢者や障がい者、子育て世帯に対して、福祉施設との連携を図りつつ、住宅セーフティネットとして、町営住宅の整備を行い、適切な維持管理と計画的な建て替え、用途廃止を進める必要がある。

◆知床の自然・風土に共生する環境づくり

「知床」の雄大な自然環境を有する当町では、世界自然遺産に指定された地域に相応しい環境に配慮した住宅や住環境を形成していくことが求められる。

今後は、豊かな自然や美しい計画を保全しながら、自然環境に調和した魅力ある街並みの形成の他、脱炭素社会に対応した再生可能エネルギー利用や省エネルギーの推進などの取り組みとともに、環境配慮した住宅の普及・促進が必要となる。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 森林保全活動の振興 】

◆自然災害・山地災害などを想定した防災事業の推進と自然環境との調和

羅臼町全域での森林面積はおよそ 95% を占め、うち約 90% は国有林であり、町有林を含めた民有林面積は 3,023ha となっている。そのほとんどが保安林に指定され、地勢状、度々、自然災害の対策として計画的な治山事業が行われ、生活や産業活動の安全性を確保している。

町内の民有林・人工林のうち、所有者の経営管理が行き届かない事情がある森林について、市町村が集積し管理する仕組みとして「森林経営管理制度」が創設されており、令和 4（2022）年度には森林環境譲与税を活用し、間伐整備するなどの取り組みを進めている。また、保安林未指定地における対策についても治山事業が必要とされているが、膨大な費用と人員不足による実施体制が課題となっている。

国立公園内においては、重要な自然遺産啓発拠点施設であるルサフィールドハウス周辺園地において、環境省、知床財団との三者協定による河畔林復元事業を実施しているが、環境省所管外の地域においても町としての取組を推進や、環境学習の充実を図ることが求められている。

【 防災・減災に対応したまちづくり 】

◆地域住民や町内会が主体となった自主防災組織づくりの促進

防災対策及び災害発生時の被害軽減を図るため、平成 8（1996）年 12 月から、町内会毎の自主防災組織設立の推進をしており、これまでに 17 町内会中、15 町内会で設立している。

自主防災組織は防災訓練等の周知や避難行動要支援者の把握など、地域の防災対策の推進に貢献しているが、既に設立した自主防災組織においても、設立当初から時間が経過しており、役員名簿の更新がされていないなど、活動が停滞している組織も確認されている。

◆地域防災計画に基づく防災体制の充実、強化

当町では、羅臼町地域防災計画に基づき羅臼町防災会議を設置している。この防災会議の構成員は防災関係機関であり、羅臼町の防災に関して情報共有を図り、地域防災計画の審議や計画の実施を推進し、様々な災害に備え、情報提供等の協力体制を高めており、北海道や近隣市町村、民間組織と防災協定を締結するなど関係機関との連携を進めていることや防災会議の構成員や一部の民間団体と防災訓練や情報伝達訓練などを実践している。

また、災害時に備えた防災備蓄品、防災備品の整備や防災講演会、防災訓練を通じて町民の防災意識高揚を図る必要がある。

今後、高い確率で発生が予想される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震と、それを起因とする津波への対策や、土砂災害経過区域等の被害想定に対応するよう羅臼町地域防災計画の見直しが必要となっている。更には、近年の大雨災害の経験を活かし、土砂崩れによる道路寸断などを想定した訓練の実施も行う必要がある。

◆避難路の確保、避難施設の機能強化

地震津波、土砂災害などの災害からの住民の安全を確保するため、指定避難所・指定緊急避難所（避難場所含む）を37箇所指定しており、付近には迅速な避難が行えるよう案内標識を設置し、主要となる避難所には防災備蓄品を整備し、機能の強化を図っている。

避難施設には、平常時に人が不在となっている施設もあり、災害発生の初動時に開設に時間を要する施設があることや、平常時に人がいる施設であっても、休日や夜間などに災害が発生した際に、誰が避難所を開設するのかなど、難所の開設に向けたルール作りが必要である。

また、冬期間は除雪の問題などから直ちに避難施設を使用できないケースあることや、近年は、夏期において猛暑が続くなど、暑さ対策についても考える必要がある。

◆防災情報伝達と情報収集

現在、災害が起こる可能性がある気象警報の発表や、国道・道道の通行規制に関しては、気象台や開発局、建設管理部などから事前に情報提供があり、この情報を元に町民や観光客に対し防災行政無線、防災登録制メール、町公式LINE等を活用して防災情報の周知している。

災害発生時の避難情報など、著しく緊急性の高い情報は緊急速報メールによる周知を実施している。また、災害で携帯電話の通信不能時に備え、衛星携帯電話7台を本部や遠隔地の避難場所に配備している。

町民に対しての情報伝達手段として、主に防災行政無線を使用しているが、停電が長期化した場合は、中継局への燃料補給を要し、中継局は高台にあることから、特に冬期間は、道路の除雪に時間を要するなど難点がある。また、当町の地形上、防災行政無線の電波が届きづらいエリアがあり、外部アンテナを取り付けることで電波受信できるよう対応しているが、取り付けに際し、建物に穴を開ける必要があり、防災行政無線の使用を選択しないケースがある。

◆防災備蓄品、備品の整備と見直し

災害時は、救援物資が届くまで一般的に3日間を要すると言われている。このことを踏まえ、令和4（2022）年度から5か年計画で、人口の1割（約460人）の3日分にあたる水や食料などの非常食を備蓄している。また、生活用品や資機材も整備しており、毛布、携帯トイレ、手巻き式ラジオライト、反射式ストーブ、可搬型発電機及び照明等、各指定避難所に配備している。

当町の地域特性上、国道や道道が災害の影響により使用不可となった場合、遠隔地の避難所で食料や飲料水、資機材に不足が生じた場合の供給に課題があることから、配備体制や備蓄量が適正であるか検証する必要がある。

◆要支援者の安全確保と支援体制整備の推進

避難行動要支援者の対象者名簿を町が作成し、災害発生に備えており、個別避難計画に則り防災訓練等を実施するとともに、町内会等の自主防災組織と連携することにより、避難行動要支援者の安全確保を図っている。

一方で、避難行動要支援者名簿は、本人の同意を得なければ町内会等の避難協力者へ情報提供ができないため、関係課と連携して同意を得る作業を進める必要がある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆危険空き家対策の対応

近年、老朽化した空き家が増えてきており、地域の景観を損なうだけではなく、火災や倒壊の恐れもある。これらの危険空き家は、地域の安全と美観を脅かし、住民の生活環境の悪化につながるものとなっている。強風により危険空き家の屋根や外壁が剥がれるなど、周囲に危険を及ぼす状況になっている場合、所有者へ対応するよう求めているが、所有者が町外にいる場合や、特定できない場合は対応が遅れるケースがあることから、危険空き家に関する情報収集を行い、所有者の特定に努める必要がある。

【 憩いの場の整備 】

◆町民の憩いの場・観光客の利用施設の整備

各町内に整備していた遊具のある公園は、遊具の老朽化等が進むなど管理上の問題もあり、遊具の撤去により公園を廃止している。羅臼川河川敷地や運動公園の緑地帯に整備していた遊具も老朽化により撤去しており、子どもや親子、高齢者が気軽に利用できる町民の憩いの場となる施設や公園がない状況である。

当町の南北に長い地理特性上、町民の憩いの場は町内の複数あることが望ましいが、コストや管理を考慮すると各地区に点在させることは困難である。車で移動した上で利用する場合には、駐車場の確保など一定程度のスペースが必要となるなど、敷地面積の問題により整備できる場所は限られた場所となる。また、公共交通の移動手段が限定的なことから、徒歩でも利用できる憩いの場の整備も必要となっている。

(2) その対策

【 環境に配慮したまちづくり 】

1) 省エネルギー対策

現在活用している地熱エネルギーの安定供給を目指すとともに、限りある資源の有効活用と適正利用に努め、更には、地熱エネルギー以外の再生可能エネルギーの活用について検討する。また、家庭や事業者ができる省エネルギー対策として二酸化炭素排出量が少ない家電製品・業務用製品への更新を支援するとともに、省エネルギー対策に関する普及、促進、啓発を促進する。

2) 地球温暖化対策

「第3次羅臼町地球温暖化防止実行計画」に基づき、庁舎内の事務事業において排出される温室効果ガスの抑制に取り組み、町内事業者や町民の関心を高め、ゼロカーボンを推進するとともに、町民の生活環境、地域産業とのバランスを取りながら地球温暖化対策の取り組みを推進する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

《主要な施策》

- ・ 新エネルギー、省エネルギーの活用と情報提供
- ・ 省エネルギー機器の購入に係る補助制度の普及
- ・ 地球温暖化防止に関する機運醸成及び意識向上
- ・ 環境負荷の少ない商品やサービスの利用促進
- ・ 「第3次羅臼町地球温暖化防止実行計画」に基づく温室効果ガス排出の抑制
- ・ 森林の維持、整備、植樹等の推進
- ・ 町、町民、事業者が一体となり環境に配慮したまちづくりを推進するための体制構築
- ・ 温泉供給施設の安定供給のための施設整備や更新等の推進
- ・ 自然エネルギーである地熱資源保護のための適正利用の推進

【 水環境の整備 】

1) 合併処理浄化槽の普及

当町の生活排水処理については、引き続き個人設置の合併処理浄化槽の普及を推進する。また、普及推進にあたり、羅臼町が定める浄化槽の助成要綱などに基づき、設置費用の一部を助成することで、さらなる設置増を目指す。

2) 安定した水道の供給

施設や水道管等の計画的な更新等に努める。

《主要な施策》

- ・ 合併処理浄化槽の普及促進及び適正管理の啓発
- ・ 合併処理浄化槽設置希望者に対する設置・改修費用の助成及び自己資金分の貸付（町内金融機関へ貸付業務委託）に対する利子補給の継続
- ・ 既存住宅への合併処理浄化槽の設置増加の方法の検討
- ・ 合併処理浄化槽の設置困難地区の生活排水処理対策の検討
- ・ 水道水の安定供給を行うための浄水施設及び水道管の更新計画等の整備と更新等の推進
- ・ 給水区域拡大についての検討

【 適切なごみ処理と魅力あるきれいなまちづくり 】

1) ごみの減量化と資源リサイクル運動の充実

廃棄物の発生を減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、再資源化する「リサイクル」、ごみになるものは購入しない「リフューズ」からなる4R活動を通じて、環境負荷の低減を目指し、循環型社会の形成を進めるため、資源リサイクル運動を推進する。

2) 不法投棄対策

広報媒体や看板等による啓発の継続及び事業等を通じた町民への普及・啓発を実施し、個々の意識改善を図りながら不法投棄を「しない」、「させない」環境をつくり、不法投棄根絶を目指す。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

《主要な施策》

- ・ 広報誌などによるごみの資源化及び分別徹底の普及
- ・ 羅臼町女性団体連絡協議会の取り組みの推奨
- ・ 町内会単位などのリサイクル活動への支援
- ・ 町内の観光客専用ごみ袋の普及による利用促進と取り組みの広域化の検討
- ・ 構成自治体での広域ごみ処理施設の計画的な維持補修や設備更新等の検討・協議
- ・ 構成自治体での根室北部衛生組合の次期し尿受入施設の検討・協議
- ・ 不法投棄根絶のためのPR活動の推進
- ・ 啓発事業等を通じた町民への普及・啓発活動の推進
- ・ 「ねむろ自然の番人宣言」羅臼認定事業所の活動推進による監視体制の強化
- ・ 関係機関と連携した巡回、監視及び看板や監視カメラの設置

【 消防・救急体制の充実 】

1) 消防体制の充実

あらゆる状況でも迅速かつ安全に住民の生命・財産を守るため、訓練を通じ技能習得・連携強化に努めるとともに、消防車両をはじめとする各種資機材、消防水利の保全に努め、万全の態勢を整える。

2) 救急体制の充実

救急処置に必要な資機材は耐用年数等を遵守し、高度で的確な救命処置を行えるよう保全、管理を徹底する。また、救急隊員の能力向上については、生涯学習として行っている病院実習で知識、技術の研鑽をし、有事の際の救命活動を実施する。さらには、ドクターヘリとの連絡体制を充実し、より円滑な救命処置を目指す。

救命講習においては、受講者の増加を図るべく広くPRする。

《主要な施策》

- ・ 消防関係施設及び車両等の万全な体制確保のための更新及び保全
- ・ 安定した消防用水利の確保
- ・ 消防隊員・消防団員の育成
- ・ 高規格救急車及び救急用資器材の更新及び保全
- ・ 救急救命士のスキルアップの促進
- ・ 町民向け救命講習の実施及びPR活動の推進

【 安心・安全なまちづくり 】

1) 交通安全体制の充実

幼稚園児や学校、老人クラブなどと連携し、交通安全教育の推進を図るとともに、警察や羅臼町交通安全協会、羅臼町交通安全指導員会と協力しながら交通安全運動や街頭啓発運動を町民にも呼びかけながら継続して実施する。また、交通安全指導員の増員やカーブミラーなどの交通安全施設の維持管理を継続する。

交通事故の未然防止として運転免許証を返納した高齢者の移動手段の検討を行う。

2) 防犯体制の充実

安全・安心なまちづくりを目指し、警察や羅臼町防犯協会並びに自主防犯組織「羅臼オオワシブルーカーズ」と連携を図り、地域安全運動定期パトロールや夏の防犯パトロール、羅臼町交通安全協会と連携した歳末特別警戒パトロールを継続する。また、消費者を犯罪から未然に守ることや犯罪被害者への支援、犯罪の未然防止の強化のため警察等の関係機関との連携を強化する。

街頭電気料金の高騰対策として、町内会や防犯灯管理団体の負担軽減措置を実施する。

3) 再犯防止の推進

保護観察所や保護司会等の関係機関・団体との連携を図りながら、支援対象者の把握に努める。

また、生活困窮者自立支援制度に基づく就労縦鼻支援事業等をはじめとした支援につなげることや、犯罪や非行のない地域づくりのため、保護司や更生保護関係団体への支援を実施する。

犯罪により被害者が生まれることを防止するため、「社会を明るくする運動道東地方推進委員会」や、当町を含む「標津地区保護司会」が行う社会を明るくする運動への協力を継続する。

《主要な施策》

- ・ 交通弱者に向けた交通安全教室の実施
- ・ 6期60日の交通安全運動や街頭啓発運動の実施
- ・ 事故の未然防止のための看板やカーブミラー等の施設整備
- ・ 意欲ある交通指導員の発掘並びに指導力アップのための研修会への参加
- ・ 運転免許返納の推奨と移動支援策の検討
- ・ 羅臼オオワシブルーカーズによる地域安全運動定期パトロールの実施
- ・ 夏の防犯パトロールの実施
- ・ 歳末特別警戒パトロールの実施
- ・ 街路灯の維持管理並びに電気料金助成率の変更
- ・ 関係機関との連携強化による犯罪防止
- ・ 保護観察所や保護司との連携強化及び協力支援の実施
- ・ 「社会を明るくする運動」の継続実施

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 住環境の整備 】

1) 高齢者などが安心・安全に暮らせる環境づくり

着実に人口減少、少子高齢化が進行する中、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けることができる住宅や住環境の形成を目指す。そのため、「羅臼町住生活基本計画」に基づき、町営住宅の改善や建替えにあわせて住宅をはじめ、周辺環境も含めたバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、持ち家や民間賃貸住宅などに対しては、情報提供や相談対応などの支援を進める。また、災害に強い地域づくりに向けて、地震・津波災害に対する防災対策の普及啓発や空き家を含めた老朽家屋への対応を検討するなど、総合的な安全対策に取り組む。

2) 多様なニーズに対応した環境づくり

住民や移住希望者の世帯構成や年齢、住まい方に応じた住宅や住環境に対する多様なニーズに対応した良質な住宅環境の形成を目指す。そのため、子どもを地域で産み、安心して育てることができる住宅供給のほか、移住・定住促進に向けて、住宅情報の提供や相談対応などのサポート体制の充実を図る。

町営住宅については、老朽化が著しい町営住宅等ストックの適切な活用を図るため、計画的な建て替えや改善、修繕の実施により良質な住宅ストックを形成するとともに、適切な供給戸数の確保による住宅セーフティネットワークづくりを推進する。

3) 知床の自然・風土に共生する環境づくり

世界自然遺産地域として相応しく地球環境に優しい住宅・住環境づくりを推進するため、当町の山並みや海岸風景に調和した魅力的な景観づくりに加え、省エネルギー対策などの環境負荷を低減する住まいづくりの取り組みを進める。

《主要な施策》

- ・ 町営住宅のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進
- ・ 持ち家、民間賃貸住宅等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の普及促進と支援
- ・ 老朽家屋等の対応策の検討及び地震・津波災害対策に関する啓発の実施
- ・ 子育て世帯の住宅取得や改修に対する支援
- ・ 移住促進に向けた住宅情報の提供や住宅取得に対する支援
- ・ 「羅臼町町営住宅等長寿命化計画」に基づく適切な住宅セーフティネットワークづくりの推進
- ・ 高断熱、高气密など住宅の省エネルギー化の普及促進
- ・ 太陽光や地熱などの自然エネルギー活用の普及促進

【 森林保全活動の振興 】

1) 自然災害・山地災害などを想定した防災事業の推進と自然環境との調和

「羅臼町再生可能エネルギー導入目標計画」に基づき、計画的な森林再生や森林施業に取り組む。
また、山地災害発生個所の早期復旧及び山地災害危険個所における予防対策のための治山施設、保安林の整備の推進による早期整備の達成を目指す。

管理可能な民有林においては、森林経営計画を策定し、Jクレジット制度によるプロジェクトの登録、認証についての可能性を検討する。

《主要な施策》

- ・ 山地災害発生個所の早期復旧及び山地災害危険地区の予防対策のための治山事業等の推進
- ・ 自然環境に根差した森林再生や森林施業による CO2 吸収量の維持

【 防災・減災に対応したまちづくり 】

1) 地域住民や町内会が主体となった自主防災組織づくりの促進

自主防災組織が未設立の町内会については、設立に向けた協力を呼びかける。

自主防災組織の活動が停滞している組織には、共助の大切さを再認識してもらうためにも防災訓練や防災研修を開催するなどの方法により、自主防災組織の必要性和災害時の意識高揚を図る。

2) 地域防災計画に基づく防災体制の充実、強化

国や道から示される防災計画の変更や新たな指針について、羅臼町防災会議において情報共有を図りながら、羅臼町地域防災計画の内容を審議する。

関係機関と連携して、海路と空路を活用した災害時の輸送対応の確認や、携帯電話以外の情報伝達手段の確認等、実践訓練を実施する。また、防災意識の向上を図るため、防災訓練や防災講演会を継続的に実施するほか、他市町村で行われる防災研修会に参加し、防災対策の向上を図る。

3) 避難路の確保、避難施設の機能強化

災害発生時の指定避難所の開設は、職員初動マニュアルの周知徹底と、自主防災組織等との連携により迅速に開設する。また、避難経路や季節ごとの懸念事項について、町民や防災関係機関と連携し、機能強化を図る。

4) 防災情報伝達と情報収集

町民への防災情報の伝達手段として、防災行政無線を中心に防災情報メールや町公式 LINE 等の登録を推進しながら、全ての町民に情報提供できる体制を構築する。また、緊急性の高い情報の伝達には防災行政無線のほかに緊急速報メールを活用し、地域住民以外の来訪者や観光客等に対しても情報提供を行う。一方、関係機関とはあらゆる情報伝達手段で情報共有を図る。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

5) 防災備蓄品、備品の整備と見直し

非常食については、消費期限が満了となるものについて順次入替えを行い、単に廃棄するのではなく、防災訓練や防災教育において使用するなど、防災意識の高揚につなげる取り組みを推進する。また、食料や飲料水、資機材などの備蓄品の備蓄量や配備箇所が適正か検証し、災害発生時に円滑な活用ができるよう、計画の見直しを検討する。

6) 要支援者の安全確保と支援体制整備の推進

町で作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、町内会等の自主防災組織等と情報共有を可能とすることにより、自助・共助・公助の連携を強化し、避難行動要支援者の安全確保を図る。

7) 危険空き家対策の対応

危険空き家の所有者と積極的に交渉し、修繕または取り壊しなど、周囲に危険を及ぼさない措置を依頼するとともに、経済的な負担を理由に対策が疎かになる場合の援助や助言を行う。また、所有者が不明な危険空き家についてはあらゆる情報収集を行い、所有者の特定を行う。

《主要な施策》

- ・ 自主防災組織の設立への協力及び活動の支援と連携
- ・ 地域防災計画、各種マニュアルの適宜見直しの実施
- ・ 民間企業、組織との防災協定の締結推進
- ・ 総合防災訓練の実施等での関係機関との連携
- ・ 防災訓練や防災講演会の実施等による防災意識向上
- ・ 避難施設の定期的な点検・整備
- ・ 職員初動マニュアルの更新及び周知徹底
- ・ 防災行政無線の適切な維持管理
- ・ 登録制メールの推進と緊急速報メールの活用
- ・ あらゆる情報連絡手段を活用した関係機関との防災情報の共有
- ・ 食料や飲料水の防災備蓄の入替え及び補充
- ・ 災害時に必要とされる資機材の整備
- ・ 防災備蓄計画の見直し
- ・ 避難行動要支援者の把握及び名簿の更新
- ・ 避難時の個別計画の策定
- ・ 指定福祉避難所との連携
- ・ 危険空き家の所有者に対する、周囲への危険防止対策の依頼
- ・ 所有者が特定できない危険空き家の緊急的な応急措置の実施

【 憩いの場の整備 】**1) 町民の憩いの場・観光客の利用施設の整備**

緑地帯があり景観もよく、管理も行き届き、町民や観光客が立ち寄れる自然とみどりの村の利用の充実を目指した施設整備を検討する。また、市街地区でも町民などが利用できる公園を意識した、憩いの場となる施設整備についても検討を進める。

《主要な施策》

- ・ 自然とみどりの村の利用充実に向けた検討及び施設整備
- ・ 自然とみどりの村周辺施設と連携した利用の検討
- ・ 市街地区の憩いとなる場となる公園等整備の検討

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 計画

事業計画[令和8(2026)年度～令和12(2030)年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設			
	上水道	水道施設更新等事業	町	
	(2)下水処理施設			
	その他	合併処理浄化槽設置整備当事業	町	
		衛生組合事業	事務 組合	
		し尿処理町負担金	町	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	廃棄物処理広域連合事業	広域 連合	
		一般廃棄物最終処分処理事業	事務 組合	
		ごみ収集業務事業	町	
		一般廃棄物運搬事業	町	
		広域リサイクルセンター搬送事業	町	
		生ごみ処理事業	町	
		塵芥収集車更新事業	町	
	し尿処理施設			
		し尿処理施設更新事業	広域 連合	
	(4)火葬場			
		火葬場施設整備事業	町	
	(5)消防施設			
		消防体制強化整備事業	町 事務 組合	
		救急体制強化整備事業	町 事務 組合	
	(6)公営住宅			
		公営住宅ストック改善事業	町	
公営住宅建設事業		町		
(7)過疎地域持続 的発展特別事業				
生活	空き家等対策事業 転出等により発生している空き家や管理不全とな っている危険空き家の活用を検討し、町内の住宅 事情の改善や危険防止対策を図る。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ	
環境	憩いの場整備事業 住民や来訪者が気軽に利用できる憩いの場を整備 し、世代間の交流や地域の活力の維持向上を図る。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ	

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	危険施設撤去	町有未利用施設解体等事業 老朽化が進む家屋を含む町有施設の計画的な解体を進め、施設の破損や飛散等による周辺住民への被害を防止し、安心安全な環境の提供を推進する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	防災・防犯	防災対策事業 食料や飲料水、防災資機材の整備・更新及び災害種別の被災想定を考慮したハザードマップの更新を実施し、地域の防災力向上を推進する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
		防犯灯電気料金補助事業 防犯灯管理団体等に街路灯の電気料金の一部助成を行うことで、夜間の明るい環境を維持し安心安全な生活環境づくりを図る。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	(8) その他			
		温泉施設等整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

【 保健活動の充実 】

◆生活習慣病の予防

当町では健康増進計画やデータヘルス計画に基づく取り組みのほか、高齢者の保健事業と介護予防一体的実施により町民の健康増進・生活習慣病発症予防、重症化予防を展開してきており、健康課題が解決に向かうケースもあるが、健康増進、生活習慣病予防等の入り口となる健診受診率が伸び悩むなど継続して取り組みが必要な課題もある。

医療費は全道と比較すると低い傾向にあるが、生活習慣病の重症化の結果として入院医療費の割合が高く、虚血性心疾患や脳血管疾患など予防が可能な疾病が多い状況となっている。また、健診受診者とみ受診者では、かかる医療費に差が生まれており健康格差が生じている。

◆母子保健事業の充実

母子保健に関する施策を効果的かつ総合的に推進するため、「健やか親子 21」を踏まえて策定した母子保健計画を活用しながら、ライフステージに応じた取り組みを実施し、肥満や齲歯、将来的な生活習慣病のリスクの高い妊産婦や乳幼児に対しては個別支援を実施している。一方で、子どもの自立・親育ち応援チーム「緒むすび」が実施した生活状況アンケートの結果では、生活習慣や生活リズムの乱れが課題となっており、将来の生活習慣病予防のためにも改善に向けた取り組みが必要となっている。

また、普段の生活に支援を必要とする子どもや子育て家庭を早期に把握し、不安や悩みを抱えている身近な相談者として寄り添い、支援を行うとともに、個別の状況に応じて関係機関と連携しながら必要な支援へつなげるなど、相談支援体制の強化を図ってきているが、近年の出生数の減少等により、育児が孤立しやすい社会となっていることから、より一層個別性の高いきめ細やかな支援が求められている。

【 子育て支援の充実 】

◆地域における子育ての支援

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援として、令和3（2021）年4月に「羅臼町子育て世代包括支援センター（母子保健型）」を開設し、関係機関と情報共有、連携しながら相談体制を確保している。また、経済的支援として妊産婦等の検診費や交通費の助成、出産・子育て応援金の支給、高校生までの医療費助成を実施してきており、令和7（2025）年度より出産祝金の支給額を新生児1人あたり50万円の支給や新生児用紙おむつ用ごみ袋を2年分支給するなど支援の拡充を図っている。今後は親の就労状況によらない未就学児への支援策の検討や、家庭以外の育成環境の確保が必要となっている。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

◆職業生活と家庭生活の両立の支援及び環境の整備

子育て世代の就労意欲は高まっており、保育希望者のニーズにも対応できるよう令和3（2021）年4月から地域型保育事業（小規模保育B型）を実施し、保育認定を受けた0歳から就園前の保育を拡充させるなど、子育て支援センターの運営、放課後児童の健全育成サービスの提供を確保することで子育て支援の環境及び親が安心して働くことができる支援の充実を図っている。

一方で、各種保育サービスを提供するにあたり、保育士や放課後支援員などの人材が不足しており、サービスの継続性に課題がある。

◆児童虐待防止の推進

全国の児童相談所における虐待相談対応件数は増加しており、当町においては羅臼町要保護児童対策地域協議会を設置し、児童家庭相談の対応窓口となり、要保護児童に関する情報交換や支援を実施している。また、協議会の対応姿勢としてセーフティーネットを張り、伴走型支援に努め、アウトリーチの姿勢で適切な見守り等の支援機能が期待されているものの、専門職が常駐しておらず、効果的な支援につなげられない一面がある。

◆ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭は家計を支えるための就業、子育て、家事等を一人で担わなければならないことから、就業支援、子育て支援、経済的支援などの充実が求められていることから、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成等の周知及び利用促進を図る必要がある。

【 障がい者福祉の充実 】

◆自立生活の基盤づくり及び社会参加への支援体制の充実

障がい者が住み慣れた家庭や地域で周囲の人と同じように暮らし続けることができるよう、地域生活支援センターや町内の障害福祉サービス事業所、計画相談支援事業所と連携を図りながら、福祉就労の確保・拡大、地域活動など社会参加のための基盤づくりに取り組んでいる。また、計画相談支援などの支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立などライフステージに応じた支援体制の充実を図っている。

一方で、障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活するには、権利擁護や成年後見制度に対する取り組みを継続的・体系的に実施していく必要があるが、当町では権利擁護事業や成年後見制度の利用促進に至っていないのが現状である。

◆障がい者生活（施設）・支援の充実

社会全体の高齢化や核家族化の進展とともに、障がい者の増加と高齢化がみられ、それに伴う障害福祉のニーズは多様化しており、多くの障害福祉に関する法制度の改革が行われるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化している。当町においても新たな制度に対応できるよう、国や道の動向に留意しつつ、障がい者の実態やニーズを把握することに努めるとともに、北海道と

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

管内1市4町の委託により設置された、根室圏域障がい者総合相談支援センター「あくせす根室」と連携して、障がい者の自立した生活体制づくりに取り組んでいる。

今後は、障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し、多様性を認め合う社会を目指し、継続的な取り組みによる共生意識の定着を図ることが必要となる。

(2) その対策

【 保健活動の充実 】

1) 生活習慣病の予防

健康増進計画などの関連計画に基づき、生活習慣病予防に資するための事業において、課題となっている健診受診率の低迷や症状の重症化、それに伴う入院医療費の増加などの課題解決に向けた保健活動を展開する。

2) 母子保健事業の充実

健康増進計画や母子保健計画に基づき、保健活動を展開し、目標達成に向けた母子保健事業を取組むとともに、子どもの自立・親育ち応援チーム「緒むすび」の活動を通じた横断的な普及啓発活動を実施する。また、妊産婦及び乳幼児等を対象とした実情把握や応援プランの作成、各種相談への対応など、妊産期から子育て期にわたる切れ目ない支援を継続実施する。

《主要な施策》

- ・ ポピュレーション・ハイリスクアプローチの組合せによる、健康増進、生活習慣病発症予防、重症化予防対策の実施
- ・ 妊産婦や乳幼児の保護者へのライフステージに応じた指導・支援の充実
- ・ 「緒むすび」と連動した子どもの自律や家庭の教育・育児力向上を目指した関係機関との連携
- ・ 子ども、家庭、地域に向けた母子保健事業の啓もう活動実施
- ・ 妊産期から子育て期までの切れ目ない支援の充実

【 子育て支援の充実 】

1) 地域における子育ての支援

子育て世代が安心して子育てができるよう、経済支援を継続する。また、子育て世代包括支援センターとの情報連携を図り、子育て支援センターを中心とした様々な子育て家庭への支援を行う。

2) 職業生活と家庭生活の両立の支援及び環境の整備

関係機関と情報連携を図り、人材確保に向けた取り組みを実施する。また、子育て世代の親が職場復帰しやすい環境が整備されるよう、事業所等への啓発や制度利用を促進するとともに、子どもの命と安全を守るため、防犯体制の確保や安全教育の推進を図る。

3) 児童虐待防止の推進

羅臼町要保護児童対策地域協議会における方針に基づき、要保護児童、要支援家庭の早期発見と迅速な支援、関係機関との情報共有と役割分担の明確化による体制構築を図り、要保護児童虐待防止のための取り組みを深化・推進する。

4) ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭の支援制度の充実とともに自立支援を推進し、ひとり親家庭が安心して暮らせる環境づくりを推進する。

《主要な施策》

- ・ 子育て世代包括支援センターの充実
- ・ 子育て支援センターや放課後児童クラブの充実及び複合型の子育て施設の整備
- ・ 安心した子育てに向けた経済支援の継続
- ・ 小規模保育事業の充実
- ・ 町内会、学校、幼稚園との連携強化
- ・ 羅臼町要保護児童対策地域協議会の運営
- ・ 児童福祉相談支援体制の充実
- ・ 障害福祉サービス、地域生活支援事業の利用
- ・ 福祉相談支援体制の充実

【 障がい者福祉の充実 】

1) 自立生活の基盤づくり及び社会参加への支援体制の充実

地域生活支援センター、町内の障害福祉サービス事業所、計画相談支援事業所（あくせす根室）との連携を図り、福祉就労の確保・拡大、地域活動など社会参加のための基盤づくりに取り組むとともに、障がい者の権利侵害に対して迅速な対応や適切な支援が行える体制及び成年後見制度の利用に伴う相談支援を行う。

2) 障がい者生活（施設）・支援の充実

すべての障がい者による自己選択、自己決定の尊重と、それを実現するための情報や地域で自立して暮らしていける相談支援などの提供体制を充実させるとともに、ライフステージに応じた多様な支援を提供できる体制づくりを推進する。

《主要な施策》

- ・ 権利擁護・成年後見制度の相談、手続きの支援
- ・ 障がい者福祉総合相談支援体制の充実
- ・ 障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用促進
- ・ 障がい者手帳等への申請手続きの支援

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 計画

事業計画[令和8（2026）年度～令和12（2030）年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	児童福祉	放課後児童クラブ施設整備・運営事業 児童の放課後の受け入れ先を整備・運営すること により、保護者が安心して働くことができる環境 を整え、住みよいまちづくりを推進する。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ
		子ども医療費助成事業 18歳以下の子どもの医療費助成を実施し、安心し て子育てできる環境を整え、疾病の早期発見と治 療を促進し、次代を担う子どもの福祉増進を図る。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ
	高齢者・障がい者福祉	社会福祉協議会補助事業 地域社会の健全な発達と、社会福祉活動の活性化 による地域福祉の向上を図るため、社会福祉協議 会への補助を行う。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

【 介護・高齢者福祉の充実 】

◆持続可能な医療体制の推進

知床らうす国保診療所は、社会医療法人孝仁会に公設民営の形で平成24（2012）年より公設民営にて指定管理を委託しており、「羅臼町医療ビジョン」に基づく医療を提供するとともにこれを核とした地域包括ケア体制が形成されている。また、高度診断機器を備え、幅広い疾患や透析治療に対応するほか、介護保険法に基づく通所リハビリテーションも提供している。

限られた入院病床の維持のため、国では医療必要優先度が低い患者を特別養護老人ホームや老人保健施設などに移行する方針だが、当町においては地域密着型特養が1施設あるのみとなっていることから、在宅医療体制の充実が必要となっている、また、要介護認定者の重度化防止に取り組む必要があるが、医療食の安定した人材確保が課題となっている。

◆介護・高齢者福祉の充実

第8期羅臼町高齢者保健福祉計画・羅臼町介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っており、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある自立した生活を送ることができるよう、介護サービスの充実や、関係機関の連携のもと日常生活の支援が包括的に確保される取り組みを実施している。令和4（2022）年度には地域包括支援センターによる「羅臼町ひとり歩き高齢者見守り・早期発見事業」を立ち上げ、関係機関と早期に情報共有することで、地域の高齢者の見守り体制を整えている。

一方で、当町でも深刻な人材不足により、安定した介護サービスの提供が困難になることが想定されている。また、介護現場で働く方の高齢化も懸念され、安心した介護サービス等の提供には介護ロボット等の導入が必要となるなど、職場環境の改善が求められている。

◆介護予防の推進

当町でも団塊の世代が75歳以上を迎えており、年齢や病気、障がいに関わらず住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるような体制の整備していることに加え、ボランティアグループが主体の運動サロンや老人クラブ主体のふれあいサロンや、NPOが運営する認知症予防教室や社会福祉協議会が運営するサロンなど、様々な通いの場が開設されている。また、地域住民がリハビリテーション専門職による助言や支援を受けられる機会を設けており、要介護者も含めた高齢者等の自立支援、重度化防止に努めている。

今後は、介護サービスを担う働き手の不足が懸念されていることから、町民一人ひとりの主体的な健康づくりによる健康寿命の延伸と、介護予防の取り組みの充実による高齢者の生活機能の維持改善を図ることが重要となる。また、高齢者が活動できる場を充実させ、介護になる原疾患を予防するためにも保健分野と連携した生活習慣病の発症と重症化予防対策に努める必要がある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

○介護予防生活支援サービス事業利用実績月平均件数

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2020)	令和5年度 (2021)	令和6年度 (2022)
訪問型サービス	8	8	9	5	7	10
通所型サービス	11	12	12	10	7	12

【 社会保険制度の円滑化 】

◆国民健康保険の安定運営

当町では、国民健康保険の加入率の高さに加え、高齢者や低所得者を多く抱える厳しい財政運営の中、国民健康保険の安定運営に努めてきたが、国民健康保険は平成30（2018）年度からの都道府県化され財政運営は北海道が担い、北海道と連携を図りながら運営安定化を進めている。

国民健康保険の安定運営のため、令和12（2030）年度までに全道統一の保険税率を目指すこととしているが、所得等の状況に応じて保険税の増額幅が大きくなることが懸念されている。また、医療費抑制のため、疾病の早期発見・重症化予防を目的とした保健事業及び特定健診を実施しているが、受診率は全道平均より低い傾向にある。

◆後期高齢者医療制度の円滑な運営

平成20（2008）年度より従来の老人医療制度から独立した後期高齢者医療制度について、北海道後期高齢者医療広域連合と連携のもと安定した事業運営を行っている、一方で、今後は高齢者の増加が想定され、さらなる医療費の増加が懸念される。

北海道全体で運営している後期高齢者医療制度は、全体の医療費が増加することに伴い当町の財政負担も増加することが見込まれ、医療費抑制のためには、後期高齢者はもとより、前期高齢者からの疾病予防や重症化対策が必要となる。

（2）その対策

【 介護・高齢者福祉の充実 】

1) 持続可能な医療体制の推進

地域医療の健全な経営を維持するため、引き続き診療所との連携を密にし、運営指導を含めた必要な支援を行う。また、人材確保対策について、地元出身者の人材育成と移住施策等による管外・道外からの人材受け入れ体制の整備を推進する。

2) 介護・高齢者福祉の充実

恒例となっても住み慣れた地域で継続した生活を送ることができるよう、介護予防に重点を置き、健康で活力ある長寿社会の実現に取り組むとともに、介護が必要となっても安心して暮らせるよう在宅重視の基本原則のもと、適切な介護サービスを利用できる体制の充実を図る。

3) 介護予防の推進

民間事業者の創意工夫や地域住民及び高齢者自身による自主的な取り組みを促進し、介護予防に資する環境づくりを推進する。また、高齢者の通いの場の創設や地域づくりに留まらず、要介護状態の要因となり得る原因疾病の重症化予防の対策に努める。

《主要な施策》

- ・ 医療を中心とした多職種連携による地域ケア体制の継続
- ・ 保健分野と連携した予防医療の推進
- ・ 看護師等医療スタッフの確保
- ・ 地域包括支援センターの機能の充実
- ・ 地域ケア会議による地域課題解決への支援
- ・ 介護現場の人材確保と資質向上
- ・ 住民主体の高齢者の通いの場への支援
- ・ リハビリテーション専門職を活用した自立支援の推進
- ・ 健康づくり、疾病予防の推進

【 社会保険制度の円滑化 】

1) 国民健康保険の安定運営

令和 12（2030）年度の保険税率の全道統一にむけて、北海道と協議しながら保険者努力支援などの補助制度を活用し、保険税率の安定化に努める。また、保険事業は既存の事業を継続実施し、特定健診は受診しやすい環境等の整備を行うことで受診率の向上を図り、医療費の抑制に努める。

保険税の収納率については、釧路・根室広域地方税滞納整理機構と連携の上、滞納額の圧縮を進めるとともに収納率の向上を目指す。

2) 後期高齢者医療制度の円滑な運営

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を展開し、後期高齢者となる前からの対策を切れ目なく支援できる体制を構築するとともに、既存の事業を継続しながら前期及び後期高齢者の相談等の支援を行う。

保険税の収納率については、催告等を定期的に行うことで発生を未然に防ぐ。

《主要な施策》

- ・ 国民健康保険税統一化に向けた保険税率の安定化
- ・ 既存の保健事業の継続実施
- ・ 保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施
- ・ 特定健診受診率の向上やジェネリック医薬品の推奨等による医療費抑制
- ・ 保険税の滞納収納率向上と滞納抑制

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 計画

事業計画[令和8(2026)年度～令和12(2030)年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	羅臼町国民健康保険診療所 医療機器購入整備事業	町	
		羅臼町国民健康保険診療所 診療所設備整備事業	町	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	民間病院	医療確保対策事業 地域包括ケアを推進するため、安定的に医療サー ビスを提供し、常勤医師の複数化を図りながら、 持続可能な地域医療を確保する。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ
		地域医療政策事業 地域医療体制の確立のため、町内唯一の医療機関 である知床らうす国民健康保険診療所の運営費の 一部を負担する。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ
	(4) その他			
		妊婦健診委託事業	町	
医療再生プロジェクト事業		町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

【 教育環境の充実 】

◆多角的な教育環境の整備

令和元（2019）年12月より国が進めてきたGIGAスクール構想の実現に向け、教育現場においては「プログラミング教育の必修」などが学習指導要領に盛り込まれるなど、ICTを活用した教育環境を取り巻く環境は近年大きく変化している。当町においても、校内のネットワーク環境を整備するとともに、一人一台端末の整備により遠隔授業やオンライン学習など、ICTを活用した教育活動が浸透し、個に応じた学習の充実が図られている。今後も教科ごとの目標を達成するため、効果的なICT機器の整備・更新と通信環境の維持・改善により、ICT技術の一層の活用を目指すことが必要となる。

また、成長期の最中にある園児・児童・生徒の心身の健全な発達につながる学校給食については、栄養バランスのとれた食事による健康の増進に加え、地元漁業者の協力のもと地場産品を使ったメニューが提供され、地域の食文化への理解を深めるための食育教材としての役割も担っている。

社会問題となっている「いじめ」や「不登校」は、未然防止、早期発見等の対策を講ずるとともに、問題発生時には速やかに対応できる体制を整備しているところである。

教職員の働き方改革については、「学校における働き方改革羅臼町アクションプラン」を策定し、目標とする労働時間等の設定や学校や教員が担う業務の明確化などに取組んでいるが、本来に担うべき業務に専念できる環境の整備や部活動指導に関わる負担軽減等には課題が残っており、教育委員会と学校現場、地域が連携・協力しながら目標達成に向かう必要がある。

特別支援教育の推進にあたっては、自立や社会参加を支援する視点に立ち、支援員の増員やコーディネーターなどの支援体制を充実させ、一人ひとりの個別支援計画である「こんぱす」を活用しながらニーズに沿った学習と切れ目のない一貫した支援に努めており、今後においても、専門的知識をもって指導できる体制や保護者へのサポート体制の充実を図り、生活や学習上の困難を改善するための適切な支援が求められる。

羅臼町の教育環境の大きな変化として、学校・学級規模を再整理し、子どもたちにとって望ましい教育環境の一層の充実と教育的効果を最大限に高めるため、令和8（2026）年4月より町立小学校2校と町立幼稚園2園をそれぞれ1校1園に統合する。また、令和9年4月には、現在の羅臼町立羅臼小学校の校舎に幼稚園を併設した「施設一体型幼小連携校」として再編し、幼稚園と小学校が一つの建物に共存することを活かした教育カリキュラムの構築や、子どもたちの安全へ配慮した施設改修、望ましい教育環境の充実のための施設整備を計画的に行う必要がある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 学校教育の推進 】

◆幼・小・中・高一貫教育の充実

平成19（2007）年度にスタートした中高一貫教育を基に、羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会の取り組みを通じて、課題解決に向けた組織的な活動を推進している。

幼稚園は、発達や学びの連続性を考慮した取り組みを通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育を関係機関と連携しながら行い、小学校、中学校、高校は変化の激しい時代の中で自立して逞しく生きていくための基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力などの育成とそれらを活用する力を育むことを目指している。また、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進するため、「知床学」としてクマ学習、生態系学習、海洋教育、キャリア教育などに取組んでいる。

幼小中高の円滑な学びの接続の充実のためには、学校の組織的な取り組みと家庭・地域との連携が求められている。

○幼・小・中・高等学校の推移

	幼稚園				小学校				中学校				高等学校			
	園	学級	園児	教諭	学校	学級	児童	教諭	学校	学級	生徒	教諭	学校	学級	生徒	教諭
R1	2	6	93	18	2	19	243	5	1	7	121	16	1	3	95	14
R2	2	6	97	17	2	19	230	35	1	7	112	17	1	3	104	15
R3	2	6	87	16	2	20	232	37	1	5	114	14	1	3	78	16
R4	2	6	82	18	2	19	210	35	1	7	108	16	1	3	67	14
R5	2	6	82	16	2	19	207	35	1	7	104	15	1	3	46	13
R6	2	5	57	16	2	20	188	35	1	9	116	17	1	3	64	13
R7	2	5	54	12	2	19	164	36	1	7	122	15	1	3	60	13

（根室教育関係要覧）

◆羅臼高等学校の維持・存続

人口減少の進行に伴い、知床未来中学校の卒業生徒数が減少傾向にある中、近年は知床未来中学校を卒業し、羅臼高等学校に進学する生徒の割合がおよそ50%となっている。また、令和2（2020）年度には羅臼高等学校が地域連携校に指定されたことにより北海道の定めるルールにより、2年連続で新入学者が10名を下回った場合には、再編整備の対象となることとされている。

将来的には知床未来中学校の卒業生のみでは10名以上の新入学者を確保することが難しいことが想定され、羅臼高等学校の存続自体が困難になる見込みであることから、羅臼高等学校とPTAが考える「生徒や保護者から選ばれる魅力ある高校づくり」の取り組みに対する支援の継続が必要となる。

【 社会教育の推進 】

◆青少年教育の推進

多感な時期を迎える青少年期に必要な体験的学習の充実を図るため、ふるさとの自然や文化、歴史に体験的に触れることのできる「ふるさと少年探険隊」や「ふるさと体験教室」をはじめとした事業を継続して実施してきた。また、青年の組織的な活動としては、町内の異業種が集まり組織する羅臼町活性化ワーキンググループが「しれとこ羅臼こんぶフェスタ」を開催していることや、20歳のつどい実行委員会による活動等、一定の交流は継続されているものの、組織の人数減少による衰退も著しく、青年活動の継続も困難な状況になりつつある状況となっている。

高校生の活動は、創作料理プロジェクトや「うるとらうす！」実行委員会の活動が継続されており、年度による加入人数等の変動はあるが安定的な活動が行われている。

今後の青少年教育の推進にあたっては、教員等を含めた地域人材の力をいかしたカリキュラムの検討が必要であるとともに、効果的かつ安定的に事業を展開するためのスタッフ発掘及び育成が重要となる。また、これからのまちづくりの担い手として期待される青年の活発な活動や社会参画は地域活性化に必要不可欠な要素であることから、地域課題に自主的に取り組む青年の育成が必要となる。

◆知床世界自然遺産を生かした環境教育

「ふるさと少年探険隊」では、自然に親しみ、豊かな心を養うと共に、郷土愛・忍耐力・協調心を育てることを目的に実施し、「ふるさと体験教室」では、知床羅臼の産業体験、文化、観察、異世代間交流などを実施するなどの自然体験教育や環境教育プログラムを提供している。

また、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育の推進のため、知床学に取り組み、特に「海洋教育」については教材開発と授業実践を推進してきた。

ESD（持続可能な開発のための教育）の推進においては、ゼロカーボンに関わる目標を設定しており、SDGs というゴールに向かい、理解を深め、ふるさと教育の発展のため、教職員の研修機会の充実と「ユネスコスクール発表会」などを通じて情報発信に取り組んでいる。

今後は、町民一人ひとりが環境問題やSDGsの各目標への理解を深めるとともに、身近な問題の解決に向けて行動を起こしていくことが必要となる。特に社会の担い手となる子どもたちには、体験型学習などの質の高い環境教育を実施していく必要がある。

◆関連団体との連携強化

羅臼町子ども会育成協議会・羅臼町女性団体連絡協議会・羅臼町スポーツ協会・羅臼町スポーツ少年団などの各種事業において行政が事務局的功能をサポートしているが、多くの団体が年間を通じて自主自立して活動している一方で、事業実施の際には行政主導の運営となる状況がある。

会員の高齢化や指導者不足、団体への意識低下、地域課題に対する認識の温度差などに加え、コロナ禍での活動停滞を起因とした団体の衰退などが課題となっている。

なお、社会教育関係団体については次のとおりである。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【社会教育関係団体】

- ・ 羅臼町子ども会育成協議会
- ・ 羅臼町女性団体連絡協議会
- ・ 羅臼町文化協会
- ・ 羅臼町スポーツ協会
- ・ 羅臼町スポーツ少年団
- ・ NPO法人羅臼スポーツクラブらいず
- ・ 羅臼町PTA連合会

◆家庭教育の支援体制の強化

全国的にスマートフォンを所持する子どもの低年齢化や国のGIGAスクール構想に伴う教育現場でのタブレット端末の導入など、子どもがデジタルデバイスを利用する頻度が増加傾向にあり、家庭内でのルール設定の重要度が高まってきている。これを受け、当町においては近年、「メディアコントロール」を家庭教育支援の中心に位置づけ事業展開しており、子どもの自律・親育ち応援チーム「緒むすび」の取り組みとして、令和2（2020）年度より子どもとメディア端末の関わり方（メディアコントロール）やメディア端末の影響等を中心に講演会や説明会を開催しているほか、全ての保護者にメディアコントロールの理解を深めてもらうよう、入学・入園説明会において普及啓発活動を実施しているが、講演会への参加者が少ない状況があるなどの課題がある。

デジタルデバイスの利用やオンラインサービスの活用が一般的となっている現在、利用を制限するだけでなく、メディアコントロールに関する家庭でのルールづくりの普及啓発とあわせて、学習利便性の向上や知育的な活用方法などについて学ぶ機会の提供が必要となる。

【スポーツ活動の充実】

◆総合型地域スポーツクラブと連携した生涯スポーツの充実

総合型地域スポーツクラブ「NPO法人羅臼スポーツクラブらいず」（以下、「らいず」）は、令和3（2021）年にリニューアルオープンした町民体育館（通称：らうすば）の指定管理者制度に基づく管理運営を受託しており、町民に広く認知され、地域に根差したクラブとして活動を展開してきている。これまで、平成31（2019）年の耐震診断による施設耐震化工事での長期閉館や新型コロナウイルス感染拡大など、事業展開が困難な時期を乗り越え、各種事業の開催や施設の有効活用を積極的に行いながら生涯スポーツの振興に寄与している状況である。

◆スポーツを通じたコミュニケーションづくり

スポーツ活動は、人間形成の基盤である健康で健やかな成長を促し、人々の心を繋ぐコミュニティづくりにも密接な繋がりを持っていることから、益々の充実が求められている。その中でも社会体育関係団体の活動は、地域スポーツの発展には欠かせないものであり、行政としても日々の活動場所の提供を含めた環境整備やクナシリ眺望駅伝競走大会、管内スポーツ交歓大会をはじめ

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

めとする各種事業、大会を通じた運動機会の提供など事務局機能を担うことによる団体の育成支援などを行っている。青少年のスポーツ活動については、少子化により一部少年団が単独での大会参加が困難な状況にあり、他町との合同チームの編成を余儀なくされている。

当町では、全道大会などに出場する個人やチームに対し、経済的負担軽減のため、管外大会派遣費助成を行っている。一方で、少子高齢化による競技者人口の減少などにより団体・サークルの停滞や衰退が見られるとともに、幼少年期世代の体力向上事業に取り組めておらず、スポーツをする子としない子の二極化は益々顕著になっている。

子どもたちがスポーツに親しむ環境整備とともに、少年期から成人期までのスポーツ活動の在り方について検討する必要がある。

【 図書館の活用・充実 】

◆図書館の活用・充実

当町では、昭和45（1970）年に新築落成した公民館の一室に図書室を設けていたが、平成31（2019）年度の公民館解体以降、役場庁舎1階町民ロビーでの図書館の臨時開設を経て、令和6（2024）年6月に金融機関であった施設をリニューアルし、新図書館をオープンし、役場庁舎での臨時開設時に課題であった開架スペースや蔵書の保管などは一定程度解消された。

図書サービスについては、リクエスト時に蔵書検索システムの検索画面を提示する利用者が増えており、図書館ホームページや蔵書検索システムの普及がうかがえる状況となっている。また、図書バスの町内循環も継続して実施しており、図書館が遠い地域でも本が借りられる体制を整えている。

子どもたちの読書活動の推進を図るため、「子どもの読書推進計画」に基づき、各団体や関係機関と連携し、ブックスタート事業や読み聞かせ事業を展開し、地域の教育・文化の充実を図っている。

今後は、町民が使いやすい蔵書検索システムの維持及び更新を行うとともに、未来を担う子どもたちの読書習慣の土台づくりにつながる事業の継続が必要となる。また、読書や読み聞かせに関心の低い保護者への啓発活動や高齢者人口にあわせた館内環境の整備を行う必要がある。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(2) その対策

【 教育環境の充実 】

1) 多角的な教育環境の整備

園児・児童・生徒の個性を尊重しつつ能力を伸ばし、社会の一員として生きる基盤を育むとともに、教員に対しては、「学校における働き方改革羅臼町アクション・プラン」に基づき、教育現場において実効性の高い働き方改革を推進しながら、ICT技術の活用や教育環境の一層の充実と教育的効果を最大限を目的とした小学校及び幼稚園の「一校一園化」などの取り組みにより子どもたちにとって望ましい教育環境を整備する。

また、学校、家庭、地域との連携・協力を強化し、いじめや不登校のない、子どもたちの安心安全を確保し、支援を必要とする子どもたちの個別のニーズに沿った適切な支援に努める。

【 学校教育の推進 】

1) 幼小中高一貫教育の充実

「豊かな自然に恵まれた羅臼町で、園児・児童・生徒の個性や可能性の伸長を図り、確かな学力の定着と生活力の充実を目指すとともに、ふるさと羅臼町に誇りを持つことができる人材の育成」を基本理念に、郷土愛の醸成、勤労観の養成、健全な心身の育成に努める。

2) 羅臼高等学校の維持・存続

幼小中高一貫教育による計画的・継続的な指導体制を充実させ、生徒の個性を重視した教育活動の展開を図るとともに町内中学校卒業予定者の状況や生徒の進路希望などを把握し、地域の発展に主体的に貢献できる人材を育成するため、「地域に根差した高校づくり」「生徒や保護者から選ばれる高校づくり」の支援に努める。

また、羅臼高等学校の入学者の確保に向けては「地域みらい留学」を活用し、全国から新入学生を募集することにより生徒数の確保及び羅臼高等学校の魅力向上に努める。

《主要な施策》

- ・ ICT環境の充実一人一台のデジタル端末の有効活用
- ・ 「羅臼町いじめ等対策協議会」の充実
- ・ 特別支援教育の推進
- ・ 教員の働き方改革の推進
- ・ 幼小中高一貫教育各部会の活発な活動の促進・支援
- ・ 副読本「知床学」の活用
- ・ ふるさと教育の推進
- ・ 学力向上「羅臼プラン」の推進
- ・ 校舎、園舎の計画的なメンテナンス

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

- ・ 町立小学校・幼稚園統合に伴う校舎、園舎の整備
- ・ 学校給食費無償化事業の実施
- ・ 羅臼高校存続及び魅力向上のための方策検討
- ・ 高校とPTAが考える「生徒や保護者から選ばれる高校づくり」への継続支援
- ・ 羅臼高等学校全国公募の推進

【 社会教育の推進 】

1) 青少年教育の推進

青少年教育の推進事業を安定的に行うためのスタッフ人材発掘を継続するとともに、育成のための研修機会を提供することで、知識やスキルの向上を図る。青年期においては、町内青年組織同士のつながりを作るための研修や交流の機会提供を行い、各組織及び町の課題解決に向けた連携強化を図る。また、高校生が取り組む活動に対し、継続的な支援を行う。

2) 知床世界自然遺産を生かした環境教育

ふるさと学習（ふるさとの良さを発見し、ふるさとの誇りと愛着を持ち、主体的に行動できる人の育成）を推進する。また、世界自然遺産「知床」を抱える羅臼町の豊かな自然に恵まれた環境について学び、他地域との交流を行いながら、将来の地球環境を考えることができる「自然環境に責任を持てる人材」の育成を図る。

3) 関連団体との連携強化

自主・自立を目指した団体への継続的な支援を図るとともに、団体主催事業をはじめとした活動に対し、積極的かつ自主的に取り組むよう指導助言を行う。

4) 家庭教育の支援体制の強化

子どもたちのデジタルデバイスの利用の低年齢化や頻度増加に伴う、家庭教育の重要度の高まりに対応した事業展開を推進する。

子どもの自律・親育ち応援チーム「緒むすび」を中心とする各関係機関と連携し、勉強会や講演会などを継続しながら、活動の情報発信を積極的に行うことで参加者の増加を図る。また、乳幼児に対する家庭内でのメディアコントロールに関するルールづくりの重要性について情報提供や学習機会の提供を検討する。

《主要な施策》

- ・ 既存団体の青年組織同士の情報交流及び連携
- ・ 指導者（リーダー）の発掘、養成
- ・ 研修機会の提供等による青少年事業を担うスタッフ育成
- ・ 高校との情報共有及び連携強化
- ・ ふるさと学習の充実及び推進
- ・ 持続可能な発展のための教育（ESD）の推進

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

- ・ 「知床学」の推進
- ・ 団体が主催する各種事業の企画・運営の協力及び人的支援
- ・ 各種団体の組織・資金面等のマネジメントに関する助言
- ・ 「緒むすび」を中心とした関係機関との連携強化
- ・ メディアコントロールに関する事業の充実

【 スポーツ活動の充実 】

1) 総合型地域スポーツクラブと連携した生涯スポーツの充実

誰もが安心して気軽に参加できるスポーツ活動の充実を図り、健康づくり、生きがいを図るにつなげる生涯スポーツの振興を推進する。また、「らいず」が展開するスポーツ振興事業に対し、必要に応じ適切かつ効果的な指導・助言を行うとともに、行政視点から見える課題等の解決に向けて協働のスポーツ振興を図る。

2) スポーツを通じたコミュニケーションづくり

スポーツ推進委員会を中心に地域のスポーツ課題を探るとともに、多様化するスポーツニーズを把握し、スポーツの習慣の定着化に努める。

スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、団体の活動を支援する。また、地域指導者の発掘・養成を図り、中学校部活動の地域以降や少年団活動の活性化、最適化を支援する。

《主要な施策》

- ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携強化
- ・ スポーツ施設の整備及び充実
- ・ スポーツニーズの調査
- ・ 社会体育団体への活動支援及び事業協力
- ・ 少年団活動を含む少年期のスポーツ活動の課題解決

【 図書館の活用・充実 】

1) 図書館の活用・充実

図書館利用者のニーズや社会情勢に応じた資料整備、蔵書検索機能の継続及び充実と多様化する図書館での過ごし方に対応した館内環境の整備を図る。また、子どもの読書環境の充実及び読書習慣の定着を推進するため、学校、家庭、地域との連携を強化し、体験活動と連動させた事業展開等の読書活動の充実を図る。

《主要な施策》

- ・ 図書館の機能充実と蔵書検索機能の充実
- ・ 利便性向上のための移動図書館バスの活用
- ・ 子どもの読書活動推進計画に基づく読書環境の整備及び充実
- ・ 各団体や関係機関と連携した図書館活動の充実

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(3) 計画

事業計画[令和8(2026)年度～令和12(2030)年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	小中学校校舎及び屋体改修工事 小学校統合に伴う校舎改修及び実施設計	町 町	
	教職員住宅	教職員住宅解体・建築・改修事業	町	
	給食施設	給食センター整備改修事業	町	
		給食センター備品更新事業	町	
	(2) 幼稚園			
		幼稚園舎改修事業	町	
		幼稚園統廃合に伴う園舎改修及び実施設計	町	
	(3) 集会施設、体 育施設等			
	集会施設	コミュニティーセンター改修事業	町	
	体育施設	町民体育館改修事業	町	
		町民温水プール改修事業	町	
		総合運動公園改修事業	町	
	図書館	図書館改修事業	町	
		蔵書管理システム更新事業	町	
		移動図書館バス更新事業	町	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	その他	学校給食費無償化事業 保護者の経済的負担を軽減し、子育てしや すい環境の整備を推進する。	町	本事業の効果 は将来に及ぶ
	(5) その他			
		幼小中高一貫教育推進事業	町	
ふるさと少年探険隊活動事業		町		
羅臼高等学校魅力化支援事業		町		
羅臼高等学校全国公募		町 高校		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

【 集落の整備 】

当町は海岸線からの標高差が大きいため平地が少なく、川沿いに広がる平地と海岸沿いの平地に集落が形成され、半島突端に向けては急峻な海岸線が多く、岬町が集落形成の東端となる。

町域が半島に沿って細長く、中央部にまとまりのある市街地が形成されているほか、山地や丘陵地が海岸近くまで迫り、海岸線のわずかな平坦地に漁業集落や幹線道路が存在し、峯浜地区に町内唯一の酪農集落が広がっている。相泊以北は道路がないため、交通手段も海上輸送に頼らなくてはならない。

今後も人口と世帯数の減少傾向は続き高齢化率が高まることから、羅臼町住生活基本計画及び羅臼町町営住宅等長寿命化計画等と整合性を図りながら空き家・空き地対策及び町営住宅の適正配置を進める。

また、海と山地に阻まれた平坦地の少ない地勢は自然災害の危険をはらみ、国立公園の地域指定の制約もあって住宅や事業所、公共施設などの用地の確保にも課題がある。

(2) その対策

【 集落の整備 】

1) 市街地の活性化

市街地区については、町の公共・民間業務、商業、住宅等の拠点機能を担う地域として、用地の確保や遊休地等の有効利用を図りながら、公園などの余暇空間やその他の生活環境施設、交通安全環境、市街地景観の整備など、快適な生活条件と都市的機能の向上を進める。

2) 漁業の振興と海岸線の保全

漁業集落である沿岸地域及び海域については、海岸の保全や漁港などの漁業生産施設の整備を推進するほか、排水対策の強化などによる海域の水質汚濁の防止や海岸景観の保全、親水環境の整備などに努め、漁業の振興と海岸・海域の有効な利用を進める。

3) 農業の推進

峯浜地区の酪農集落については、草地などの農業基盤の整備を進めるとともに、町道の改修や地力の向上、離農地等の有効利用に努め、経営の近代化と生産性の向上を促進する。

関税撤廃・市場開放等、農業を取り巻く情勢が急激に変化する中、酪農製品の6次産業により付加価値を付け1次産業の高度化を図り、農業集落の生活条件の向上を推進する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

4) 町営住宅の管理戸数の適正化

当町の町営住宅は海岸沿いの集落に点在しているとともに耐用年数を経過した住戸が半数近くを占め、多くの住宅で老朽化が進んでおり、適切な維持管理と計画的な建て替え、用途廃止を進めて行くことが求められている。

市街地から離れた集落に立地する町営住宅の利用状況を見ながら、役場や小中学校などの公共施設が集積した利便性の高い中心部への町営住宅の集約化を行い、高齢者や障がい者、子育て世帯に対して福祉施策とも連携した環境整備を図る。

《主要な施策》

- ・ 管理戸数の適正化
- ・ 町営住宅の適正配置

(3) 計画

事業計画[令和8(2026)年度～令和12(2030)年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備			
		町営住宅等ストック総合改善事業	町	
		町営住宅等建替推進事業	町	
		既設町営住宅等除却事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

【 芸術・文化の振興 】

◆芸術文化の鑑賞・講座等の学習機会の充実

芸術文化活動を指導する人材が十分とは言えない当町において、行政として芸術文化活動の下支えが必要であり、児童・生徒が芸術文化に触れる機会提供や発表機会に関わる支援など、予算面も含めた芸術文化活動に対する支援が求められている。青年期の芸術文化活動においても町民ニーズの調査とそれに対応した機会提供を推進する必要がある。

耐震調査結果を起因とし、平成31（2019）年に公民館が解体されて以降、地域の文化団体からは活動拠点を求める要望もあることから、文化団体のほか公民館利用団体等と連携して、現在の活動状況を鑑みた上で必要となる機能や設備等を整理し、活動拠点の整備の方向性を示す必要がある。

◆団体・サークル活動の育成支援

町内の団体やサークルによる自主企画事業の取り組み消極化しており、会員拡大の動きも停滞しており、活動が先細り傾向となっていることから、活動の活性化に向けた既存の団体等と連携した教室、講座の開催や新たな町民ニーズの調査と、調査結果を踏まえた機会提供を推進する必要がある。文化芸術活動は心豊かな生活実現に欠かせず、団体やサークルによる活動は地域に学びのコミュニティを創出し、学習する者同士のつながりによる地域の連帯感の形成においても重要な意味を持つことから、行政的な支援の充実が求められる。

また、耐震調査結果を起因とし、平成31（2019）年に公民館が解体されて以降、コロナ過の影響もあり、芸術文化活動が停滞し、併せて主体的に活動する人の固定化や高齢化、新規加入者の減少により休止状況あるいは解散する団体も出るなど、芸術・文化の振興に向けた検討が急務となっている。

◆文化財の保護・活用

町内には、国指定天然記念物（オオワシ、オジロワシ、エゾシマフクロウ、クマゲラ、カラフトルリシジミ等）、道指定天然記念物（羅臼の間歇泉、羅臼のひかりごけ）、町指定文化財（久右衛門の潤跡、旧植別神社跡、知床いぶき樽、弘化の釣鐘、サクライラウスシロカサゴ化石）がある。この他、90箇所の埋蔵文化財包蔵地と郷土資料が多数あり、これらの文化財保護と活用が図られている。また、標津町・根室市・別海町・羅臼町の1市3町の各種文化財を1つのストーリーとした『鮭の聖地物語～根室海峡一万年の道程』が文化庁により日本遺産に指定され、1市3町で普及を図っている。

文化財は次世代へ確実に継承するための保護を要し、このためには継続的な調査及び研究が必要となるが、地域の郷土愛の醸成を図るうえでは、身近な地域の歴史・文化・自然について知る

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

ことが重要であることから、文化財の保護と活用の両面が必要となる。

町内の各種文化財の保存については、文化財の総合的な保存活動の計画を検討が必要となり。また、効果的な活用に関しては日本遺産である『鮭の聖地物語～根室海峡一万年の道程』を構成する1市3町での取り組みの推進が必要である。

○羅臼町の文化財

【市町村指定・北海道指定・国指定】

名 称	所在地	指定年月日
旧植別神社跡	峯 浜 町	昭和48（1973）年5月1日
久右衛門の潤跡	船 見 町	昭和48（1973）年5月1日
知床いぶき樽	—	平成3（1991）年5月1日
弘化の釣鐘	峯 浜 町	平成25（2013）年12月1日
サクライラウスシロカサゴ化石	峯 浜 町	令和4（2022）年3月28日
羅臼のひかりごけ	共 栄 町	昭和38（1963）年12月24日
羅臼の間歇泉	湯 の 沢 町	昭和43（1968）年3月19日
北海道松法川北岸遺跡出土品	峯 浜 町	平成27（2015）年9月4日

【町内で見られる国指定天然記念物】

オオワシ、オジロワシ、エゾシマフクロウ、クマゲラ、カラフトルリシジミ

◆郷土資料館の活用・充実

郷土資料館は平成23（2011）年度に旧植別小中学校へ移転して開設している。移転後も常設展示室の増室等の充実を図るとともに、郷土資料の活用を推進し、地域の歴史・文化・自然を伝える施設として活用されている。また、展示以外にも郷土資料館体験講座や社会教育事業、各種団体と連携した講座、巡回展を実施しながらふるさと学習を推進している。施設自体は老朽化が進んでいることから、計画的な町寿命化を図っている。

郷土資料館の活用においては、ふるさと学習の推進に寄与するため、実物の資料を通じた学習支援が必要となるが、所蔵する資料の中には台帳整備が行えていない資料もあることから早急に対応する必要がある。

（2）その対策

【 芸術・文化の振興 】

1) 芸術文化の鑑賞・講座等の学習機会の充実

「少年芸術劇場」や「児童生徒美術書道展」の継続実施及び芸術文化活動を幅広く体験する機会提供や、既存団体と連携した教室・講座等の開催を促進・支援し、活動の充実と活性化を図るとともに、成人期の芸術文化活動を推進するための魅力ある新たな教室・講座等を企画する。また、文化団体と生涯学習施設整備に関する懇談や情報交換を行い、施設整備に関する検討を実施する。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

2) 団体、サークル活動の育成支援

各サークル、団体の自主的な活動を支援するための体制の充実を図るとともに、新たなニーズに対応した芸術文化活動への取り組み支援を行う。

3) 文化財の保護・活用

文化財の保護に必要な調査研究を進めるとともに、各手段と連携した活用を推進する。また、町内文化財の総合的な保存活用計画の策定について検討する。

4) 郷土資料館の活用・充実

郷土資料を社会教育事業や学校、各団体などのそれぞれの対象に応じて実物の資料を通じた学習支援に活用するとともに、所蔵する郷土資料の整理を行い活用を推進する。

《主要な施策》

- ・ 芸術文化の鑑賞と発表機会の提供
- ・ 芸術文化活動に使用する施設整備の検討継続
- ・ 団体、サークルの活動支援体制の充実
- ・ 新たなニーズに対応した芸術文化活動への導き支援
- ・ 各種文化財の保護と活用の推進
- ・ 文化財の保存活用計画の検討
- ・ 日本遺産関連事業の推進による文化財活用
- ・ 郷土資料館体験学習講座等の実施
- ・ 学校や各種団体と連携した講座等の実施
- ・ 郷土資料館の整備及び活用

(3) 計画

事業計画[令和8(2026)年度～令和12(2030)年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	郷土資料館整備事業	町	
		芸術文化活動施設整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用推進

(1) 現況と問題点

【 ゼロカーボンシティの推進 】

◆地域資源を活かした脱炭素の推進

国では、令和2（2020）年10月に「2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言し、当町においても、世界自然遺産「知床」を有する町として、この豊かな自然の恵みを守るため、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを令和3（2021）年3月に表明し、実現に向けた取り組みを推進する必要がある。

当町は、地熱エネルギーを役場庁舎等の公共施設の暖房や、各駐車場のロードヒーティングに活用するなどの地域資源を活かした二酸化炭素の削減に努めている。また、ゼロカーボンの関連施策として注目されているブルーカーボン（海中の植物による二酸化炭素吸収）の効果を検証し、当町の重要な漁業資源である昆布などの海藻類の繁茂対策事業と両輪での取り組みを推進する必要がある。

【 再生可能エネルギーの活用 】

◆地熱エネルギーの活用

当町では昭和58（1983）年に熱水供給を目的とした井戸を掘削し、現在、3つの井戸を稼働させ、180℃程度の蒸気と熱水が噴出しており、優れた地熱ポテンシャルを有している。

温室効果ガス抑制、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入が注目される中、当町では地熱エネルギーを公共施設や学校施設、病院などの暖房、駐車場のロードヒーティングなどに活用している。一方、温泉熱の利用は限られた公共施設を中心とした15程度の施設での活用に留まり、70℃程度の温泉水が海に排出され、熱資源の有効活用が図られているとは言えない状況にある。

(2) その対策

【 ゼロカーボンシティの推進 】

1) 地域資源を活かした脱炭素の推進

令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、これまで、取組んできた地熱エネルギーの活用の継続・拡充のほか、人為的に増殖した昆布をはじめとする海藻類によるブルーカーボンの取り組みにより、ゼロカーボンと漁業の連動した取り組みの可能性を検証しながら脱炭素の推進を図る。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 再生可能エネルギーの活用 】

2) 地熱エネルギーの活用

当町の持ち得る地熱資源を最大限に活用することで、地熱発電等の新規導入及び温泉熱の更なる利活用の推進を図る。また、豊富な温泉熱資源を活用し、灯油や重油の使用量を低減させるとともに、産業振興に活用することで若い世代が安心して働き続けられる魅力ある雇用や産業の創出を目指す。

なお、地熱エネルギーの有効活用にあたっては専門知識や人材、関係機関とのネットワークを構築しながら、安定的な事業推進を目指す。

《主要な施策》

- ・ 地熱エネルギーの安定供給
- ・ 地熱エネルギー資源の有効活用
- ・ 地熱水の安定供給と数値化による有効活用及び適正管理
- ・ 地熱エネルギーを活用した小規模バイナリー発電の導入実現に向けた検討
- ・ 昆布繁茂対策事業の推進とブルーカーボン効果の試算
- ・ 昆布以外の海藻によるブルーカーボンの可能性調査
- ・ 新エネルギーに関する情報収集及び利活用の検討
- ・ 小水力や太陽光等の再生可能エネルギーの利活用の検討
- ・ 再生可能エネルギー等を活用した企業誘致の環境整備及びプロモーション

(3) 計画

事業計画[令和8(2026)年度～令和12(2030)年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
11再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(1)再生可能エネ ルギー利用施設			
		温泉供給施設整備事業	町	
		地熱活用施設整備事業	町	
	(2)過疎地域持続 的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	ブルーカーボン推進事業 昆布を中心とした漁業資源である海藻類の繁茂対策と海中二酸化炭素吸収の両輪の取り組みを推進し、ゼロカーボンシティの実現に寄与する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	再生可能エネルギー活用推進事業 温泉熱を中心とした再生可能エネルギーの有効活用に向けた事業を推進し、持続可能なエネルギー活用と環境負荷の少ないまちづくりに寄与する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

【 北方領土対策の推進 】

◆早期返還に向けた啓発活動の推進

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方四島の早期返還は、町民はもとより国民の長年にわたる悲願である。

この北方領土問題解決のため、これまで日露両国間では精力的な外交交渉が続けられているが、北方領土返還要求運動が始まって80年ほど経過した現在もなお、領土返還への具体的な道筋はついていない状況にあり、近年はロシアのウクライナ侵攻を受け、日本側がロシアに科している制裁に反発し、令和4（2022）年3月に、日ロ平和条約締結交渉の中段をロシアが一方的に表明して以降、両国関係は冷え込んだ状況が続いている。

また、17,291人いた元島民も1万以上の方々が他界され、生存されている元島民の平均年齢も89才を超えており、北方領土返還運動の継続が危惧されている。

北方領土返還を求める一致した国民世論は、粘り強い外交交渉を後押しする最大の力である。

北方領土問題が長期化し、また元島民の高齢化が進む中、国民世論の一層の高揚及び持続を図るためには、国民一人ひとりが関心をより一層高め、理解を深めることが必要である。さらに、北方領土返還要求は元島民2世や3世が中心を担う時代に突入しており、元島民の体験談やふるさとに対する想いを継承する活動が必要となる。

◆北方四島交流活動の推進

平成4（1992）年から北方四島在住ロシア人の北方領土問題に対する理解促進と日本に対する信頼感の醸成、日本国民との相互理解と友好を目的として、日本国民と四島在住のロシア人が相互に訪問し、さまざまな交流プログラムを行う北方四島交流事業を実施してきた。

令和元（2019）年に世界中でまん延した新型コロナウイルス感染症の影響により交流事業を延期したものの、その後、ロシアのウクライナ侵攻による影響を受け、北方四島交流事業の再開の目途が立っていない状況である。

これまでの北方四島交流事業は、一定の役割を果たしているものの、北方四島の生活環境やロシア住民の意識の変化も見受けられ、事業をより効果的で深化させる必要がある。また、直接的な人的交流に限らずとも交流できる新たな形態を確立し、交流事業を継続する必要があるが、北方四島交流活動の推進にあたってはロシア側との交渉の進展が必須となっている。



羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 知床の自然との共生 】

◆野生鳥獣との軋轢回避の検討

「ヒグマ管理対策業務」や「野生鳥獣及び自然環境保護管理業務」を知床財団に、「有害駆除業務」を猟友会羅臼部会に業務委託しており、それぞれ役割分担して業務の効率化を図りながら、軋轢回避とより効果的な共存策を進めている。

近年、問題グマの市街地出没と被害が増加傾向にあるが、将来にわたって人身事故や人の軋轢による過剰捕獲に発展しないよう、生活圏とヒグマ生息域に緩衝帯を創出する取り組みが地域活動として行われている。また、野生鳥獣による地域課題への理解を深め、サステナブルな活動へとつながるよう、幼少中高一貫教育の中で地域学習プログラムである知床学において「クマ学習」や「生態系学習」として取組んでいる。

ヒグマやエゾシカなどの生活圏への出没や生活や産業活動に大きな影響を与えるが、出没抑制対策や捕獲活動は危険性と膨大な対応時間が伴う作業であることから、今後は事故防止や人員不足の観点から、先進技術の導入などによる効率化と人的負担の軽減につながる取り組みが必要である。

○エゾシカ

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
死体回収件数	13	16	12	25	15	17
有害駆除頭数	87	89	102	121	80	195

※死体回収件数：鳥獣被害防止総合対策交付金実績報告より

※有害駆除頭数：公益財団法人知床財団業務報告書より

○ヒグマ

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
出動回数	268	157	349	188	554	131
駆除頭数	13	5	14	18	71	4

※公益財団法人知床財団業務報告書より

◆知床世界自然遺産地域の適正な管理

自然遺産の場合には、行政機関だけでは適正な判断が下せないことがあるため、自然環境や野生生物などの専門的な知識を有する有識者の集まりである「知床世界遺産地域科学委員会」が設置されている。「知床世界遺産地域科学委員会」には、「エゾシカ・陸上生態系」「海域」「河川」「適正利用・エコツーリズム」などのワーキンググループが置かれており、世界自然遺産地域が抱える各課題について、専門的見地から課題の解消もしくは軽減を目指す検討がされている。

「適正利用・エコツーリズム」においては、「知床エコツーリズム戦略」が策定されており、新たな観光利用やルール作りなどの提案について、関係機関によって総合的に検討されるシステムが構築されている。

遺産地域の玄関口である知床羅臼ビジターセンターと知床世界遺産ルサ・フィールドハウスは

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

知床半島先端部の利用の在り方など普及啓発において重要な機能を果たしていることからレクチャー機能のさらなる充実が求められている。また、先端部地域で観光コンテンツを運営する民間事業者との連携により、来訪者の自然環境への深い理解が得られる仕組みを構築する必要がある。

【 安定した財政運営 】

◆健全財政の確立

当町の財政状況は、令和2（2020）年から流行した新型コロナウイルス感染症の影響からは脱却しつつあるものの、依然として回復の兆しが見えない漁業の低迷や産業全分野における人材・労働力不足の影響が顕著で、自主財源である町税収入の大幅な伸びを期待することが困難であり、地方交付税の上乗せも期待することができない状況である。

高齢化社会が進むことによる扶助費の増加や、公共施設の老朽化による大規模改修や修繕など、義務的経費の支出割合が高まり、持続可能な財政の確立を図るためには、事務事業の取捨選択や重点化による行財政基盤の整備、創意工夫による財源の積極的な確保など、自主的・自律的な行財政経営の推進が必要となる。

そのため、最小の経費で最大の効果を目指し、職員一人ひとりが高いコスト意識を持ちながら、自主財源の確保や受益者負担の適性化などが求められる。

◆収納対策の強化

町全体の景気は、基幹産業である漁業の影響を強く受けることから変動が多く、近年は漁獲量が減少傾向にあり、景気の向上を期待することは困難である。

このことから、町税については、納税預金制度や口座振替の推進などによる納めやすい環境整備に努めるとともに積極的に滞納整理を実施し、滞納整理が困難な事案については、「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」に移管するなどの収納対策を講じている。

新たな滞納を発生させないためには、起業への特別徴収の実施や実施要請を継続するとともに、租税教育の充実も必要となる。また、現年調定に係る収納対策の強化が必要であることから、口座振替制度の推進など納めやすい環境整備を進めながら、納付道義の高揚を図り、町民一人ひとりが期限内納付の意識醸成を図る必要がある。

今後は、コンビニ納付など納税者の利便性を高める施策（コンビニ納付等）の実施も求められている。

◆新たな財源の確保

人口減少や産業の低迷により、町税収入の大幅な増収が見込まれず、社会保障に係る扶助費の増加、公共施設の老朽化対策などにより厳しい財政状況が続くことが予測されることから、次週以外の自主財源の確保が求められる。

当町では平成27（2015）年12月からふるさと納税を開始し、近年は4億円～9億円程度の寄附が寄せられ、企業版ふるさと納税による寄付も増加傾向で、町の進める施策の貴重な財源として有効に活用している。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

一方で、特定財源が伴わない単独事業が多く、国や北海道は補助事業及び民間の助成事業を十分に活用できていないケースも存在することから、職員の財源確保に関する意欲を高め、社会情勢に適応した補助制度等の積極的な活用が求められる。

○ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の寄付額

(単位：円)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
ふるさと納税	427,003,484	412,584,491	446,841,351	621,790,206	913,194,344	524,792,400
企業版 ふるさと納税				1,800,000	2,600,000	14,240,000

【 土地利用対策の推進と公共施設の活用 】

◆計画的な土地利用

当町の面積は397.72km²、南北に約64km、東西に約8kmと細長い地形で、町域の約95%が森林で占められていることから、平地が極端に少なく、公共事業で利用出来る土地を確保することは困難な状況である。また、世界自然遺産に登録された雄大な自然環境があり、原始的景観が現存していることから、自然保護と生活・産業との調和も図らなければならない。

町有地は山林公共用施設用地が主であり、平地の未利用地で運営できる土地が少ない状況にあり、町有財産については、計画的な保全、貸付、売買など利便性を高めるとともに、土地の利活用を検討する必要がある。

◆公有財産の運用と活用

当町の公共施設は築40年程度の施設が多く、年々、修繕規模が大きくなっている。また、未利用施設となっている施設や老朽化が著しい施設についての在り方について検討を要する。

貸付している町有地については、社会情勢が厳しいことから売却が進まない状況であるが、貸付を継続している町有地の適正な活用に向け、貸付者への売却を引き続き促していく必要がある。

公共施設は、施設の老朽化などにより今後も維持管理費の増大が予測され、未利用施設は自然環境の厳しい当町においては、強風や大雪などによる施設の飛散、倒壊なども想定されるため早急な対応が求められる。また、人口減少が進み、職員住宅や教員住宅などで空き住宅が増加しており、有効活用が望まれている。

【 全ての住民が参加できるまちづくり 】

◆男女共同参画の推進

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重、法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められているが、地域社会においては、男女間の不平等を感じる人も多く、一層の努力が必要とされている。また、LGBT+などの性的マイノリティの人に対する

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

配慮不足により、職場や学校、地域等で様々な困難を抱えるケースがあり、差別や偏見により生きづらさを感じたり、孤立したりする割合が高いことが指摘されている。

当町においても、少子高齢化の進展などの社会情勢の急速な変化に対応していく上で、性別にかかわらず、個性と能力を發揮することができる男女平等参画社会の実現を地域の課題として認識する必要がある。さらに、性の多様性は個人の尊厳にかかわる問題にとらえ、LGBT+への理解を深め、あらゆる性を尊重し合う社会づくりにむけて意識改革を進める必要がある。

◆外国人の受け入れ支援

平成5(1993)年に技能習得と国際貢献を目的とした外国人技能実習制度が創設、平成31(2019)年には人手不足による人材確保を目的とした特定技能制度が創設され、日本全国の事業所で外国人が就労している。

当町においても、あらゆる業種で慢性的な人手不足が生じており、現在では複数の事業所で外国人人材が活躍しており、多くは技能実習制度及び特定技能制度による方々である。一方で、外国人人材が地域における担い手として定着するような施策の展開やノウハウが十分とは言えない状況であり、地域社会の一員として主体的に参画できる仕組みづくりとともに、町民の多文化共生への理解を深める必要がある。

【 広報・公聴の推進 】

◆総合プロモーション事業の推進

人口減少や人手不足などの地域課題の解決や関係人口の創出には「知床羅臼町」をプロモーションすることは必要不可欠であり、特に当町の観光等の素材は全国的には高いポテンシャルを有していることから、SNS等も含めた様々なメディアでの効果的なプロモーション活動の継続によってリーチしていく必要がある。

一方で、知床羅臼町の魅力を高品質で届けるための視覚的コンテンツが限られていることから、町全体のブランディングに取り組みながら、プロモーション効果の最大化し、継続的な発信が行える仕組みづくりが求められている。

◆広報・広聴の推進

当町の広報活動は広報誌「魚の城下町」と、イベント情報や周知事項を掲載する「町政だより」の定期的な発行のほか、ホームページや公式SNSによる情報発信を行っている。

現在、情報の取得手段は多様化しており、特にスマートフォンの普及によりオンラインでの広報活動の重要性は高まっていることから、必要な情報をいつでもどこでも誰もが入手できるよう、迅速、的確に発信することが求められている。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

(2) その対策

【 北方領土対策の推進 】

1) 早期返還に向けた啓発活動の推進

関係団体との連携により北方領土問題に関する国民の正しい理解と意識の高揚に努めるとともに、若年層世代への関心と理解を高めるよう、各種啓発活動への参加を促す。また、関係団体による後継者育成や元都民への支援に積極的に取り組み、一層の北方領土問題の啓発活動を展開する。

2) 北方四島交流活動の推進

北方領土問題が未解決である現状において、北方四島交流事業は重要な意義を有していることから、国に対し事業の早期再開を求めるとともに、より深化した交流事業再開に向け、関係機関・団体と意見交換等を実施し、日ロ間の友好関係の強化を目指す。

《主要な施策》

- ・ 広報媒体等を活用した北方領土問題啓発
- ・ 北方領土返還要求運動の推進及び国民世論の喚起拡大
- ・ 返還要求運動団体の強化及び後継者対策の育成支援
- ・ 若年層世代における北方領土学習の推進
- ・ 関係団体との連携による後継者育成や元島民の活動支援
- ・ ビザなし交流の早期再開に向けた要請
- ・ 関係機関、団体との事業実施を視野に入れた情報交換
- ・ 若年層から高齢層までの幅広い世代の事業参加の促進

【 知床の自然との共生 】

1) 野生鳥獣との軋轢を回避の検討

地域及び関係団体との連携によるヒグマ等の獣害対策に関する周知、啓発、理解の浸透を継続しながら、AIなどの先進技術を活用した獣害対策を確立し、対策員の安全確保と効率性を向上させ、安心安全な町民生活と産業活動の安定を図る。

2) 知床世界自然遺産地域の適正な管理

科学委員会及び各ワーキンググループ等への継続的な参画と情報交換により、自然環境や野生鳥獣に関する専門的知見を得ながら、遺産地域の管理運営手法の確立につなげる。また、知床国立公園や世界自然遺産に関わる新たな利用形態やルール作りは、知床エコツーリズム戦略に基づき検討を図る。

半島先端部の魅力とルールやマナーを伝える施設機能の充実の可能性を探るとともに、環境省の所管施設の機能向上につながる、周辺環境の機能整備に連携して取り組む。

《主要な施策》

- ・ 地域との連携による獣害対策に係る意識醸成
- ・ 先進技術の導入による効率的な獣害対策の確立
- ・ 環境省、道、町、知床財団によるルサ園地構想の実現
- ・ シレコプロジェクトの展開を通じた半島先端部利用の魅力と利用ルールの浸透
- ・ 世界基準を満たす半島先端部の適正な保全、管理の在り方の模索
- ・ 知床羅臼ビジターセンター等の展示物や映像の更新に関する関係機関への要請
- ・ 地域コンテンツ充実及びガイドの確保及び誘致

【 安定した財政運営 】**1) 健全財政の確立**

羅臼町財政健全化計画に基づき、計画性と戦略性を持った持続可能な財政経営を推進する。また、積極的な歳入確保と徹底した歳出の見直しに努め、収支の均衡を図り、質の高い住民サービスの提供を維持するとともに、財政健全化指標である実質公債費比率や将来負担比率に注視しながら事業推進に努める。

2) 収納対策の強化

税の公平性を保つため、関係機関との連携などにより、町税の収納対策と自主財源の確保に努める。また、新たな滞納を発生させないための租税教育の充実や、滞納整理の強化と収納管理を的確に行う。

納税者の利便性向上の取り組み（コンビニ納付など）の取り組みを推進する。

3) 新たな財源の確保

新たな財源の確保を目指し、予算編成に向けた国や北海道の補助制度の情報収集や活用の検討を進め、民間の助成事業などの情報収集も積極的に行う。

また、ふるさと納税や企業版ふるさと納税は当町の産業振興を中心とした施策の実現において非常に重要な取り組みであり、納税寄附額の増加につながるよう、寄付者にとって魅力あるまちづくりを展開していかなければならない。

《主要な施策》

- ・ 庁内連携による財政事務効率化
- ・ 戦略的な事業の取捨選択の実行
- ・ 基金を活用した債券運用の導入検討
- ・ 法定外税等の新たな歳入方策の検討
- ・ 関係機関との連携による効果的な税収納対策の推進
- ・ 延滞金の徴収と滞納整理の強化
- ・ 租税教室の実施

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

- ・ 税関連の研修参加による徴収事務のスキルアップ
- ・ 羅臼町債権管理条例に基づく税外未収金の対策
- ・ ふるさと納税や企業版ふるさと納税の推進
- ・ 各種補助制度の調査と活用

【 土地利用対策の推進と公共施設の活用 】

1) 計画的な土地利用

未利用町有地の売却の推進や、老朽化による崩壊等の危険性を伴う公共施設の積極的な取り壊しを進める。また、景観保全のための制度等の調査を行う。

2) 公有財産の運用と活用

継続した町有地貸付者に対しての売却推進の継続と、一定程度の面積を有する町有地の政策的な活用の検討を行う。また、あらゆる公共施設は羅臼町公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な老朽化対策を推進するとともに、町有の住宅等は移住施策での積極的な活用を検討する。

《主要な施策》

- ・ 各計画と整合性のある土地利用及び売却の推進
- ・ 未利用町有地の有効利用の推進
- ・ 町有地貸付者に対する土地売却の推進
- ・ 空き住宅等の移住施策への活用検討
- ・ 老朽化により活用できない施設などの解体
- ・ 景観保全対策の検討

【 全ての住民が参加できるまちづくり 】

◆男女共同参画の推進

人権の尊重と男女共同参画が浸透するための意識醸成を図る。また、ジェンダー平等による誰もが幸福な生活を営むことができる社会を目指す。

◆外国人の受け入れ支援

先導的な施策を参照し、外国人が暮らしやすく、活躍できる地域づくりと受け入れしやすい支援制度について検討するとともに、地域住民の国際意識の醸成に取り組む。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画

【 広報・公聴の推進 】

◆総合プロモーション事業の推進

SNSを含む多様なメディアで「知床羅臼」の高いポテンシャルを有した地域素材を継続的かつ効果的に国内外にプロモーション展開し、観光客の誘致、関係人口の創出、特産品やふるさと納税返礼品のPRにつなげ、経済活性化を図る。また、人口減少や人手不足等の地域課題の解決に向けた取り組みも含めた総合的なプロモーション事業を推進する。

◆広報・広聴の推進

情報取得手段の多様化に適応し、当町の情報を求める多くの方のニーズに沿った広報活動と町民の意見や要望などを町政に反映するための広聴活動の推進を図る。近年のオンラインによる広報活動の重要性を鑑み、誰もが必要な情報をいつでもどこでも入手できるよう、SNS等の積極的な活用による情報発信に努める。

(3) 計画

事業計画[令和8(2026)年度～令和12(2030)年度]

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
12その他地域の持続的発展 に関し必要な 事項		北方領土問題対策事業	町	
		羅臼ビジターセンター運營業務委託	環境省 町	
		鳥獣被害総合対策事業	協議会	
		知床財団委託金	環境省 町	
		広域地方税滞納整理機構負担金	町	
		町有空き屋住宅有効活用推進事業	町	
		外国人受入支援事業	町	
		羅臼町総合プロモーション事業	町	
		オンライン広報推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、羅臼町公共施設等総合管理計画及び同計画の考えに基づき策定される各個別計画との整合を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

< 關係資料 >

令和 8 (2026) 年度～令和12(2030)年度 事業計画
過疎地域持続的発展特別事業分

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度 事業計画

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業				
	人材育成	協働のまちづくり推進地域提案型事業	町民の主体的な地域づくりを応援し、地域から提案された事業への支援を通じて、町民のまちづくりに対する活動意欲の向上を図るため。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	商工業・6次産業化	商工会補助事業	地域内商工業者を対象とした全般的な育成と、地域振興事業並びに社会一般の福祉増進を図るため、商工会への補助を行う。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	観光	知床らうす産業祭来楽開催事業	過去の羅臼町の「祭り・イベント」の文化・伝統を継承し、知床羅臼の自然、食、観光などの魅力に触れることができる産業祭であり、実行委員会方式のこのイベントは協働のまちづくりの一環として非常に大きな役割を担っている。来場者参加型のプログラムや、地域資源の地産消費を拡大、PRすることで大きな経済効果が期待される。	実行委員会	本事業の効果は将来に及ぶ
		観光協会補助事業	世界自然遺産「知床」を有する羅臼町の優れた観光素材を広く町外に宣伝し、観光客の誘致を図るとともに、受入態勢を確立するため、観光協会への補助を行う。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	世界水準の観光地域づくり事業	優れた観光のポテンシャルを最大限に活用しながら、インバウンド旅行者等をターゲットに高付加価値型の世界水準の観光地域づくりを推進する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				
	情報化	防災行政無線個別受信機維持管理事業	戸別受信機の故障などに迅速に対応し、災害時における通信連絡体制の確保と災害情報等の速やかな伝達を図る。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
		通信電波不感地帯の通信手段確保支援事業	海域を含む通信電波の不感エリアでの通信手段の確保により緊急時等の通報を可能とし、生命財産を守る取り組みを支援する。	町 漁協 民間	本事業の効果は将来に及ぶ
		情報発信プラットフォーム活用事業	HPやSNSをはじめとするプラットフォームを充実させ、情報伝達・収集の範囲と手段を拡充し、地域活性化と課題解決につなげる。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
デジタル技術活用	デジタル技術活用事業	産業、教育、医療・介護や防災等あらゆる分野の課題解決や利便性向上のための事業を推進し、住民と行政の双方にとって有益な環境整備を行う。	町	本事業の効果は将来に及ぶ	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業				
	公共交通	地域公共交通維持・導入事業	既存の公共交通の維持に加え、社会実証実験等を根拠とした新たな公共交通の表装を進め、地域住民や来訪者の利便性向上を図る。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	交通施設維持	地方バス路線維持対策事業	公共交通の利用者は減少傾向であるが、高齢者や学生の移動手段として大きな役割を担っていることから事業者への支援を実施する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業				
	生活	空き屋等対策事業	転出等に発生している空き家や管理不全となっている危険空き家の活用を検討し、町内の住宅事情の改善や危険防止対策を図る。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	環境	憩いの場整備事業	住民や来訪者が気軽に利用できる憩いの場を整備し、世代間の交流や地域の活力の維持向上を図る。	町	本事業の効果は将来に及ぶ

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度 事業計画

過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	危険施設撤去 町有未利用施設解体等事業	老朽化が進む家屋を含む町有施設の計画的な解体を進め、施設の破損や飛散等による周辺住民への被害を防止し、安心安全な環境の提供を推進する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	防災・防犯 防災対策事業	食料や飲料水、防災資機材の整備・更新及び災害種別の被災想定を考慮したハザードマップの更新を実施し、地域の防災力向上を推進する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉 放課後児童クラブ施設整備・運営事業	児童の放課後の受入先を整備・運営することにより、保護者が安心して働くことができる環境を整え、住みよいまちづくりを推進する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	子ども医療費助成事業	18歳以下の子どもの医療費助成を実施し、安心して子育てできる環境を整え、疾病の早期発見と治療を促進し、次代を担う子どもの福祉増進を図る。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	民間病院 医師確保対策事業	地域包括ケアを推進するため、安定的に医療サービスを提供し、常勤医師の複数化を図りながら、持続可能な地域医療を確保する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
	地域医療政策事業	地域医療体制の確立のため、町内唯一の医療機関である知床らうす国民保健診療所の運営費の一部を負担する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
その他	学校給食費無償化事業	保護者の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の整備を推進する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
11 再生可能エネルギーの利用の促進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用 ブルーカーボン推進事業	昆布を中心とした漁業資源である海藻類の繁茂対策と海中二酸化炭素吸収の両輪の取り組みを推進し、ゼロカーボンシティの実現に寄与する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ
再生可能エネルギー利用 再生可能エネルギー活用推進事業	温泉熱を中心とした再生可能エネルギーの有効活用に向けた事業を推進し、持続可能なエネルギー活用と環境負荷の少ないまちづくりに寄与する。	町	本事業の効果は将来に及ぶ	

羅臼町過疎地域持續的發展市町村計畫 〈令和8(2026)年度～令和12(2030)年度〉

■策 定 令和8年4月

■企画發行 羅臼町企画財政課

